

令和2年度

国の予算編成に対する要請書

令和元年6月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成31年4月に人口が152万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、昨年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、令和2年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

令和元年6月

川崎市長 **福田紀彦**

目 次

重 点 要 請 事 項

| | |
|---|----|
| ○ 大都市の役割にふさわしい税財源の充実 | |
| 地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・ | 5 |
| ○ 安心のふるさとづくり | |
| 障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・ | 7 |
| 「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・ | 9 |
| セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・ | 11 |
| 待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・ | 13 |
| 児童相談所等の体制強化について【新規要請項目】・・・ | 15 |
| 安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・ | 17 |
| ○ 力強い産業都市づくり | |
| 殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区の取組推進とイノベーション創出について・・・ | 19 |
| “水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・ | 21 |
| 我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・ | 23 |

要 請 事 項

| | |
|---|----|
| ○ 安心のふるさとづくり | |
| 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について・・ | 27 |
| 小児救急医療体制等の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 成人ぜん息患者医療費助成事業について・・・・・・・・ | 31 |
| 予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・ | 33 |
| 住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・ | 35 |
| 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について・・・・・・・・ | 37 |
| 石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・ | 39 |
| 五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・ | 41 |
| 河川管理施設の老朽化等対策の推進について・・・・・・・・ | 43 |
| 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・・・・・・・ | 45 |
| エネルギーに関する取組の推進について・・・・・・・・ | 47 |
| 微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について・・・ | 49 |
| 廃棄物処理施設整備事業の推進について・・・・・・・・ | 51 |
| 緑地保全事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
| 公園等整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 55 |
| 等々力緑地再編整備の推進について・・・・・・・・ | 57 |
| シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について・・・・・・・・ | 59 |
| 水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・ | 61 |
| 下水道整備事業の推進について・・・・・・・・ | 63 |
| 下水道施設の改築への国費負担の継続について・・・・・・・・ | 65 |
| 「働き方改革」と「生産性向上」の一体的な推進及び 若者の職業的自立支援の推進について・・・・・・・・ | 67 |
| 教職員定数の改善等について・・・・・・・・ | 69 |
| ○ 力強い産業都市づくり | |
| 道路施設等の計画的な老朽化・地震対策の推進について・・・・・・・・ | 71 |
| 幹線道路の整備推進について・・・・・・・・ | 73 |
| 中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について・・・・・・・・ | 75 |
| 京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・ | 77 |
| JR南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・ | 79 |
| 川崎縦貫道路の整備推進について・・・・・・・・ | 81 |
| 首都高速道路等の料金施策に係る措置について・・・・・・・・ | 83 |
| 広域鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・ | 85 |
| 川崎駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 87 |
| 小杉駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 89 |
| 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 91 |
| 鷺沼駅周辺地区・柿生駅周辺地区の整備推進について【新規要請項目】・・・ | 93 |
| 「新川崎・創造のもり」地区における研究開発成果の 更なる社会実装を図る支援機能の強化について・・・ | 95 |
| 川崎港の機能拡充について・・・・・・・・ | 97 |

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 请 事 项

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

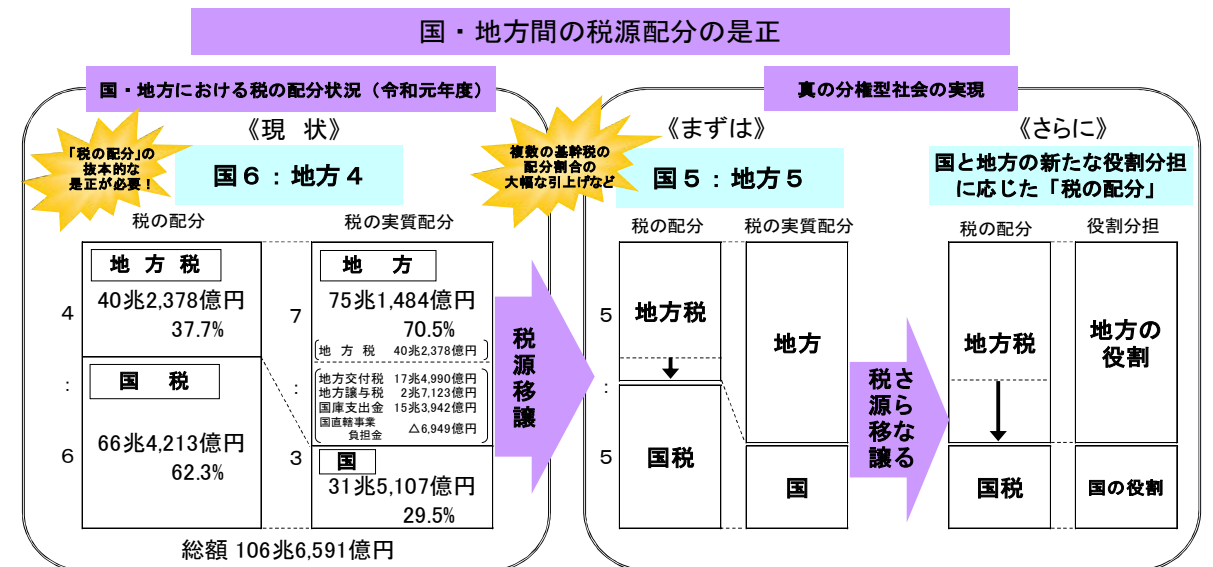
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

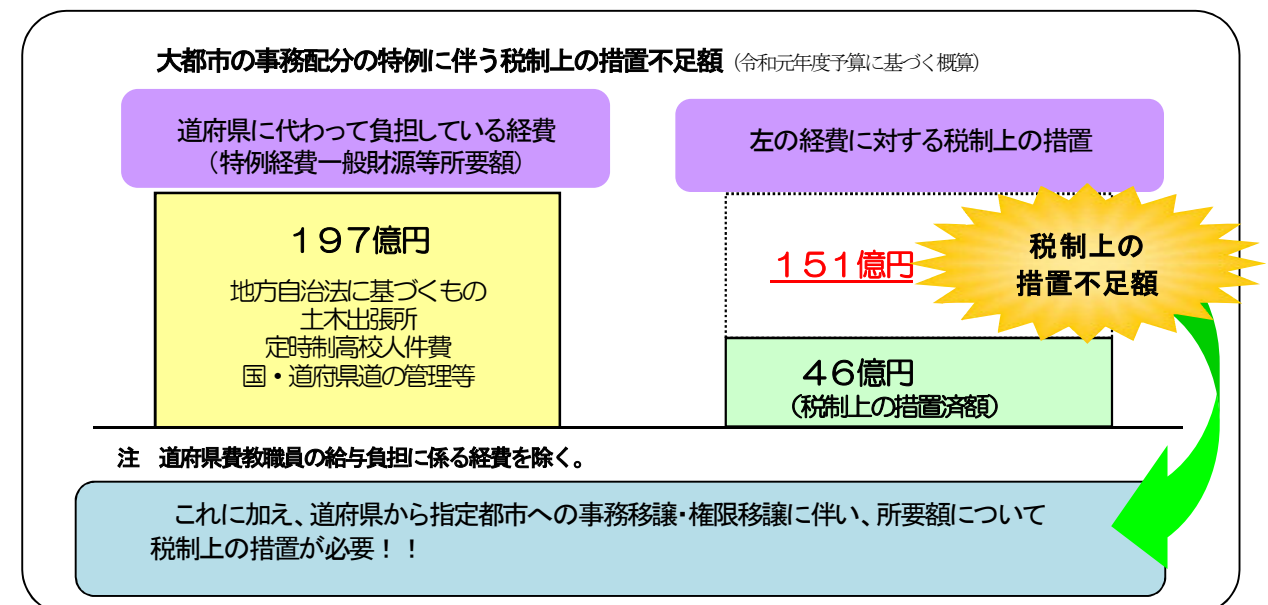
- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。

それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。

- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL.044-200-2164
 財政局財政部資金課 TEL.044-200-2183
 財政局税務部税制課 TEL.044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、平成31年4月には人口が152万人を超えるなど、日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、政令市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成28年度は0.999、平成29年度は1.001、平成30年度は1.009で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。
- 財政力格差の是正は地方交付税で行われており、財政力指数に基づいて、更に国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を行わないようお願いします。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移 (H22～R1年度)

| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政力指数 | 1.076 | 1.041 | 0.999 | 0.996 | 0.995 | 0.995 | 0.999 | 1.001 | 1.009 | 1.018 |
| 減債基金借入金(億円) | - | - | 67 | 27 | 32 | - | 53 | 130 | 196 | 115 |

※H30年度は決算見込額、R1年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額

| 名称 | 交付基準等の考え方 | 減収見込額(億円) | 所管省庁 |
|-----------------------------------|---|-----------|-------|
| 地方揮発油譲与税 | 前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除 | ▲ 3.7 | 総務省 |
| 保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業) | 財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2 | ▲ 1.9 | 厚生労働省 |
| 保育対策総合支援事業費補助金 (保育士宿舎借り上げ支援事業) | 財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8 | ▲ 0.7 | 厚生労働省 |
| 保育所等整備交付金 | 財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2 | ▲ 1.8 | 厚生労働省 |
| 学校施設環境改善交付金 | 財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7 | ▲ 1.4 | 文部科学省 |
| 社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金 | 財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10 | ▲ 1.5 | 国土交通省 |

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

※幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化実施により見直されました。

この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

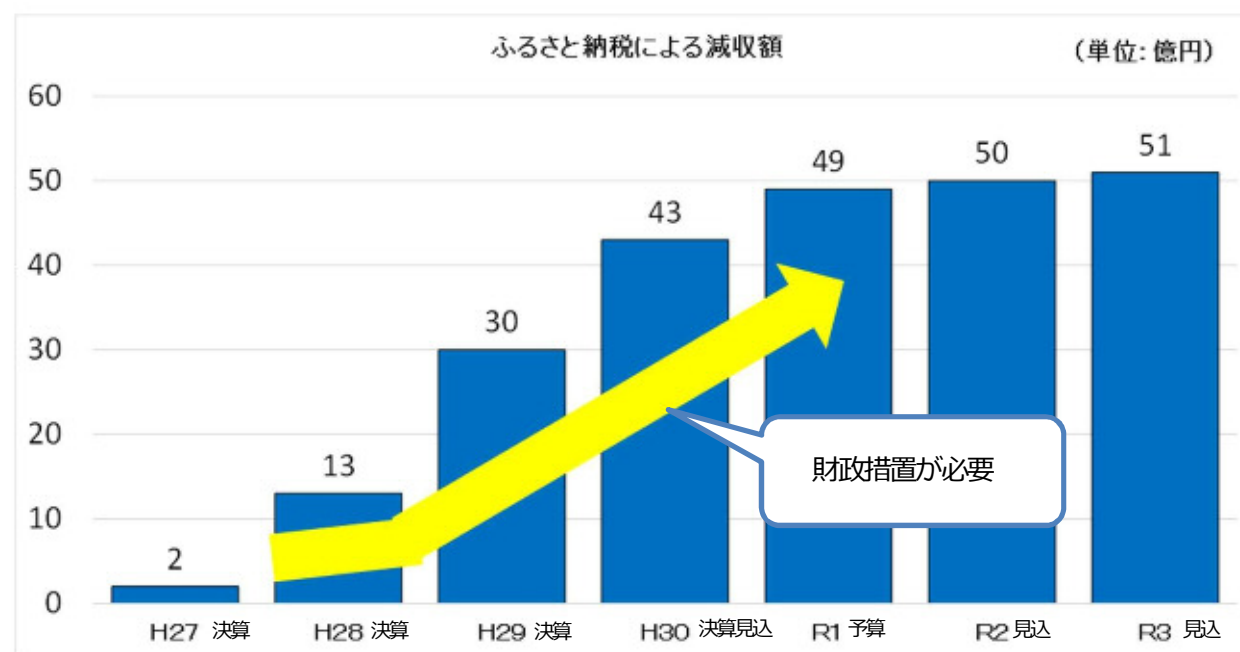
■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々大幅に増加しているが、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされず、交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。また、特例控除額の上限等の見直しを行うこと。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として平成20年度に導入され、平成27年度税制改正により、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化のため「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、本市の減収額が急増しています。
- 平成31年度税制改正において指定制度が創設され、返礼品についてはその調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされました。しかし、特例控除額が現行の所得割額の20%という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残ります。新たに定額の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しが必要です。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合は、所得税控除相当額については個人住民税からではなく、全額所得税から控除する等の見直しが必要です。
- 普通交付税の不交付団体は減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、当該減収分についての財政措置が必要です。

■ 本市における減収額



■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

- 令和元年度当初予算ベース

市民税：3.4億円 (県民税：0.8億円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較
(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 適用 下限額 | 所得税 控除額 | 住民税 控除額 |
| 0.2万円 | 2万円 | 7.8万円 |

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 適用 下限額 | 住民税 控除額 | 住民税 控除額 |
| 0.2万円 | 2万円 | 7.8万円 |

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL.044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL.044-200-2192

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところです。しかしながら、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。

○ 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

○ 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっております。

■ 費用

○ 令和2年度地域生活支援事業費 約17億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成29年度実績額】 (単位：百万円)

| 事業費 | 要綱に基づく 交付額 (A) | 交付額 (B) | 川崎市超過負担分 (A) - (B) |
|-------|-------------------|---------|-----------------------|
| 1,490 | 745 | 456 | 289 |

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

| | 設置数 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象) | 1か所 | 410 | 450 | 524 | 662 |
| 障害者就労援助センター (本市単独設置) | 2か所 | 649 | 699 | 781 | 895 |
| 合計 | 3か所 | 1,059 | 1,149 | 1,305 | 1,557 |

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL.044-200-2663

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政措置を講ずること。

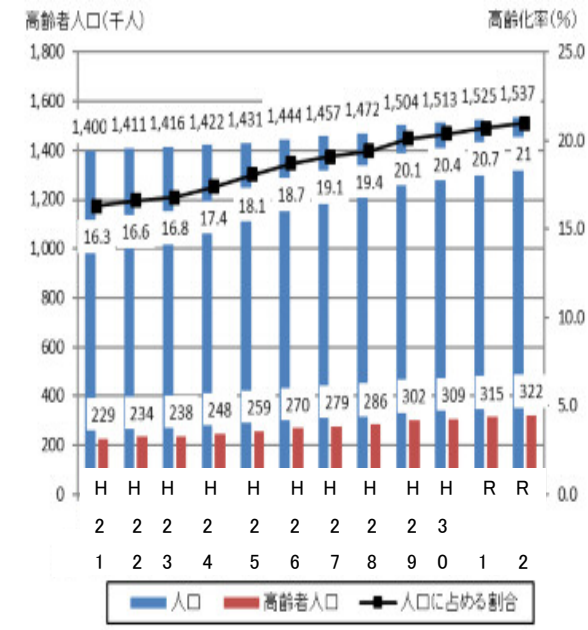
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

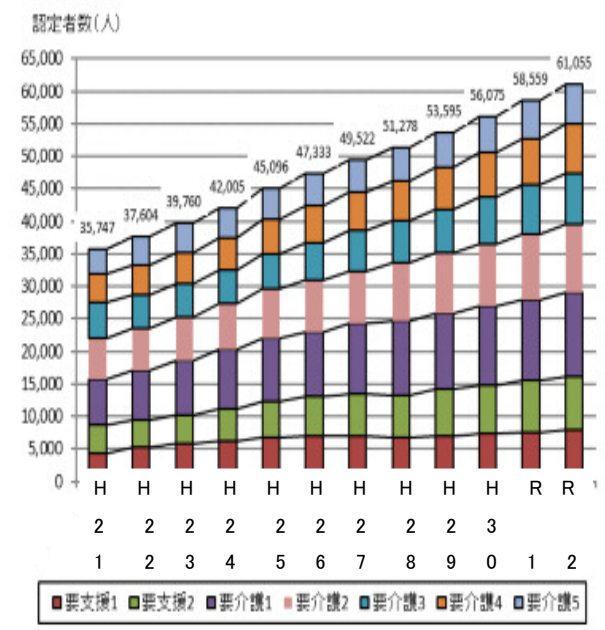
■ 効果等

- 平成30年度介護報酬改定において、特定の介護サービスでは、要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブを付与され、取組が評価されたところではありますが、この取組の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



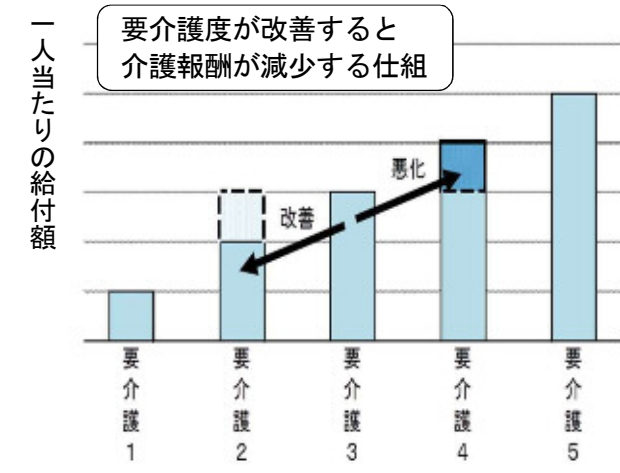
要介護認定者数の推移



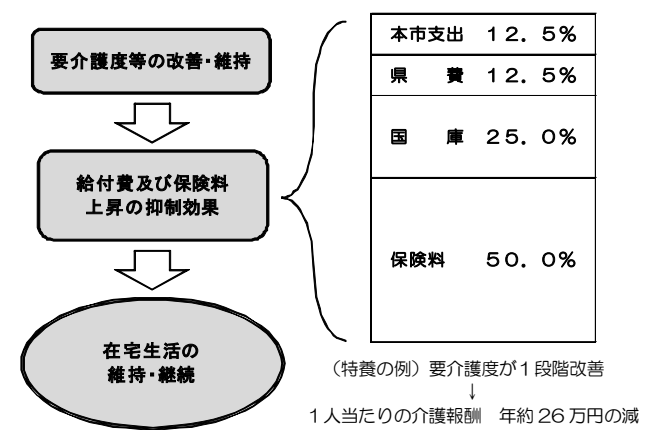
介護保険料・給付費の推移



要介護度改善と介護報酬



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・厚生労働省】

要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。また、移行が困難な認可外保育施設についても、必要な財政措置を講ずること。
- 2 幼児教育・保育の無償化については、本市を含めた地方交付税の不交付団体では、実施に伴う負担増分を捻出する必要がある等の課題があるが、財政規模や状況に左右されることなく、全ての市町村の待機児童対策や保育の質の確保に支障が生じないよう、国と地方との協議を継続的かつ十分に行い、必要な財政措置を講ずること。
- 3 認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化を行うこと。
- 4 企業主導型保育事業による新規開設施設については、迅速な助成決定及び自治体への情報提供を行い、待機児童対策に活用できるよう適切な措置を講ずること。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

要請の背景

○ 本市は、認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,953人分の保育受入枠を拡大し、平成31年4月現在で30,435人分の受入枠を確保しました。

これまでも、定員を超過した受入れ、サテライト型小規模保育事業、新設保育所における緊急的な一時預かり事業、幼稚園預かり事業の拡大、認可外保育施設の活用など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じておりますが、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加により、保育所等利用申請者数、利用児童数ともに毎年過去最大を記録し続けており、今後も引き続き、増加傾向が予想されることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。

○ 幼児教育・保育の無償化については、全国市長会をはじめ、様々な団体が要望をした結果、国と自治体の負担割合や当初2年間の事務費等については一定の成果がありました。しかしながら、本市を含めた地方交付税の不交付団体については、今後、無償化の実施に伴う負担増分を捻出する必要がある等の課題が残っているため、PDC Aサイクルを活用した国と地方のハイレベルによる協議の場における議論を注視する必要があります。また、保育の質の確保についても、認可外保育施設に対する指導監督の充実やベビーシッターの指導監督基準の創設など、検討すべき課題が多いことから、国と地方が十分な協議を行う場を設け、無償化後の実務を無理なく運用できるようにする必要があります。

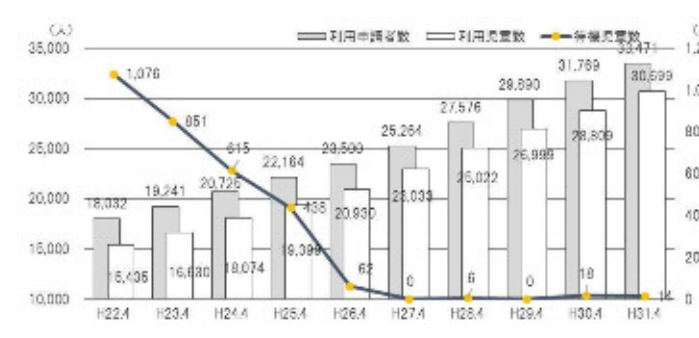
○ 認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約や工事を行うにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と、財源や交付金申請手続が分かれており、それぞれに要綱を持ち、運用方法に相違がある等、二重事務となり負担が大きくなっています。

○ 企業主導型保育事業による新規開設施設については、助成決定が年度末頃となり、4月から保育所等の利用を希望する方に対し、認可外保育施設としての情報提供ができないなど、待機児童対策において十分に活用できない状況となっています。

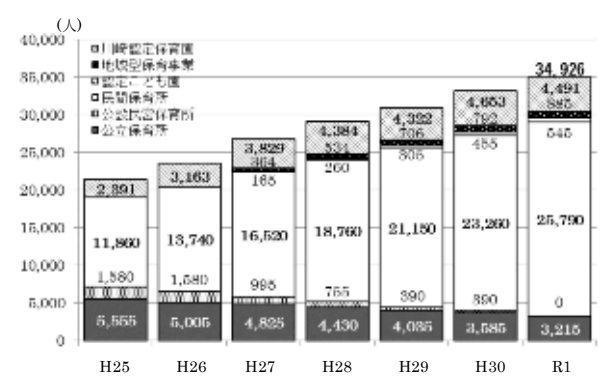
○ 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。

保育所利用申請者・利用児童数・待機児童数の推移

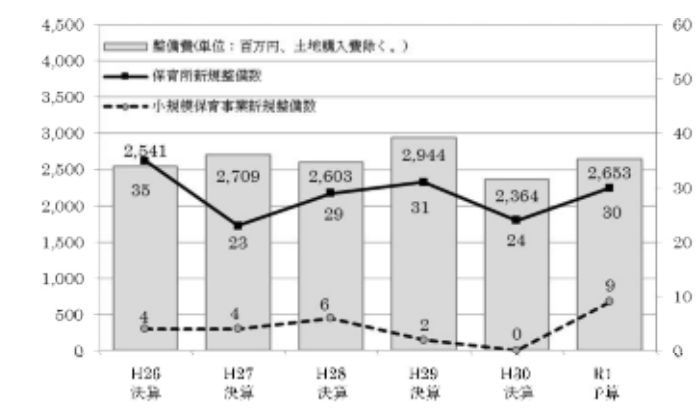


市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)

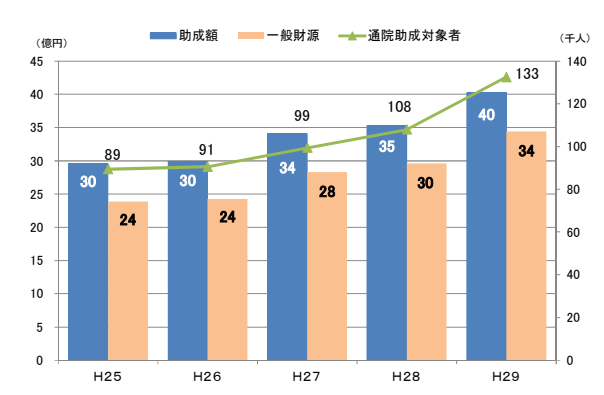


保育需要は年々高まっていることから、令和2年度以降も継続的な待機児童対策が必要

保育所等の新規整備数・整備費の推移



本市小児医療費助成費と対象者の推移



この要請文の担当課／1～4 こども未来局子育て推進部保育課 TEL044-200-2686
5 こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL044-200-2671

児童相談所等の体制強化について

【厚生労働省】

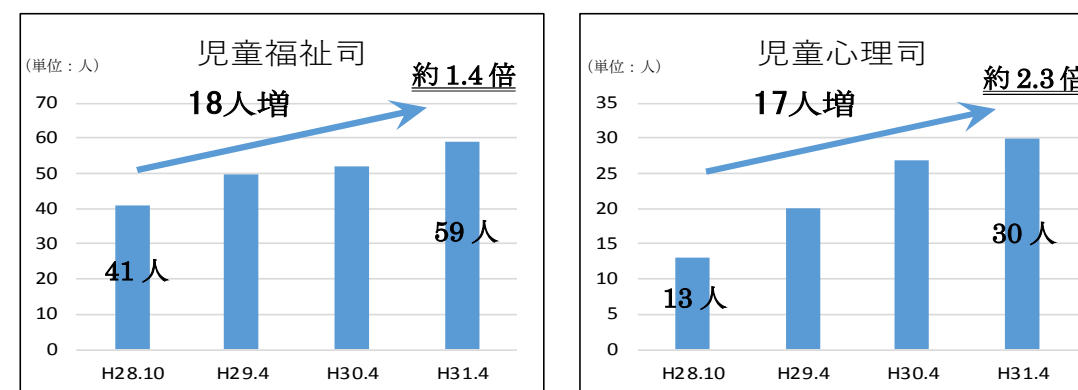
■ 要請事項

- 1 児童相談所及び区役所の専門職員の配置に対する人材の確保策及び育成対策、並びに財政措置を講ずること。
- 2 児童相談所の体制強化による児童相談所等の施設整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国においては平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定し、同年12月18日には切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、更に取組を進めるため児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定しました。本市は新プランへの対応について検討しているところですが、大都市部における人材確保は非常に困難な状況であり、国の責任において人材の確保策及び育成に関わる対策を講ずるとともに、本市が実施する場合には、必要な財政措置を講ずることが必要です。
- 新プランに基づき児童相談所の職員体制の強化が図られますが、大都市部においては児童虐待対応件数も多く、児童福祉司及び児童心理司は大幅な増員となる見込みです。また、本市では、児童虐待対応件数の増加に伴い、一時保護所定員も不足している状況にあるため、子どもの権利擁護のために早急に改善する必要性があり、施設の耐用年数等を勘案しながら、増員された職員の執務スペース確保の課題も併せて、児童相談所の建替え等の対応が急務となっています。しかしながら、現在の次世代育成支援対策施設整備交付金においては、一時保護所のみが補助対象となっているものの、補助基準額は不十分であり、また、児童相談所の建替え等については、補助対象外になっていることから、一般財源によることとなるため、施設整備に係る財政支援についても必要な措置を講ずることが必要です。

【本市における児童福祉司、児童心理司数の増員の状況】

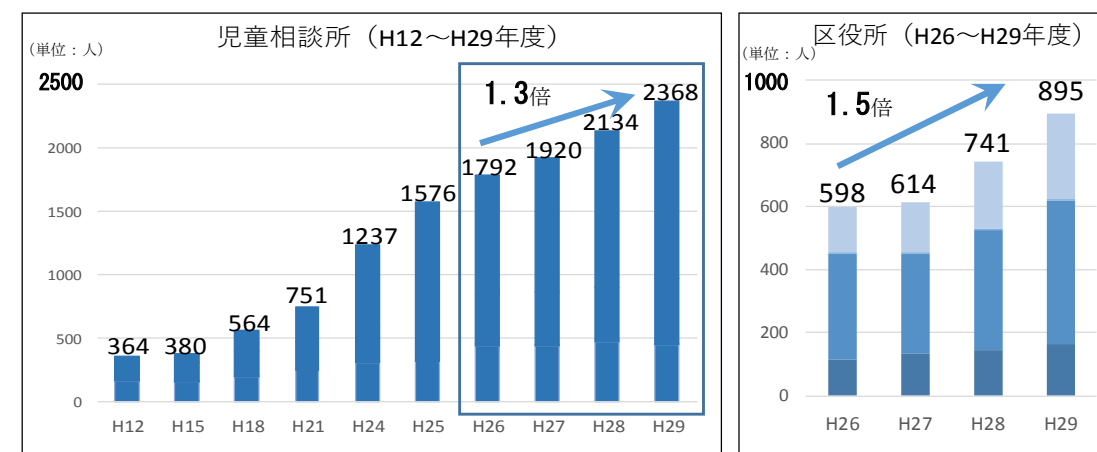


【新プランに示された体制強化を本市に適用した場合の増員見込】

児童虐待防止対策体制総合強化プランで示された体制強化を本市に適用した場合
 児童福祉司 ⇒ 16名程度の増員 (現在 59人 → 約 75人)
 児童心理司 ⇒ 8名程度の増員 (現在 30人 → 約 38人)

【本市における児童虐待相談・通告件数の推移】

児童相談所全体の児童福祉司一人当たりでは 平成30年度 51件



【本市の児童相談所施設概要】

| 名称 | 一時保護所 | 築年数 |
|--------------------|-------|-----|
| こども家庭センター（中央児童相談所） | ○ | 8年 |
| 中部児童相談所 | ○ | 36年 |
| 北部児童相談所 | | 8年 |

この要請文の担当課/こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044-200-0084

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 子育て世代の転入等による児童生徒数増加への対応のため、校舎等新增築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。

質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。また、空調設備に関しては、普通教室への設置率は100%であるものの、多くが平成20・21年度に整備したものであるため、今後一斉に更新する必要性が生じるほか、特別教室については、約1,200教室が未設置となっており、継続的に対応する必要があります。

これらの事業費の一部は、「ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金」や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により確保されましたが、これらは時限措置であることから、厳しい財政状況が続く中、計画している事業を円滑に実施するため、事業量に見合った当初予算による財政措置を求めます。さらに、補助単価についても、依然として実勢価格との乖離が大きいことから、早急に実情に合わせ引き上げられることを求めます。

○ また、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、引き続き児童生徒数は増加傾向にあります。こうした状況に的確に対応するため、計画的な校舎等増築や新設校整備の取組が必要であり、これらの事業についても円滑に事業が実施されるような財政措置を求めます。

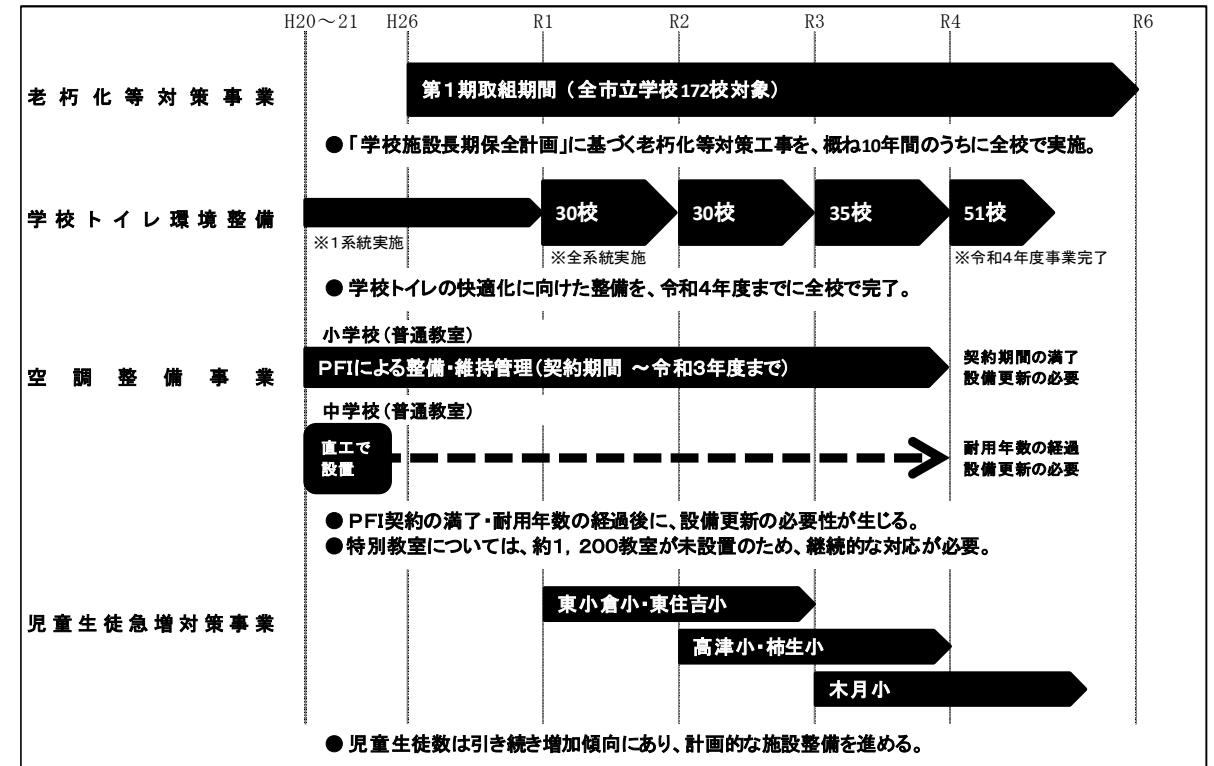


増築校舎（下小田中小学校）



快適化された学校トイレ

■ 今後の整備計画等



■ 令和2年度の主な取組

老朽化等対策事業（事業費 約92.0億円）

| 事業内容 | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|--------------|-----|------------|---------------------------|
| 再生整備事業(校舎) | 13校 | 平成29～令和4年度 | 約18.6億円 (令和2年度 約5.2億円) |
| 再生整備事業(体育館) | 3校 | 令和2年度 | 約0.8億円 |
| 外壁等剥落・落下防止工事 | 5校 | 令和2年度 | 約1.6億円 |

質的整備事業（事業費 約35.4億円）

| 事業名 | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|-----------|-----|-------|----------|
| 学校トイレ環境整備 | 30校 | 令和2年度 | 約6.7億円 |
| エレベータ設置 | 5校 | 令和2年度 | 約0.3億円 |

児童生徒急増対策事業（事業費 約28.7億円）

| 事業内容 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|-----------------|---------|--------------------------|
| 校舎増築(東小倉小・東住吉小) | 令和元～2年度 | 約1.2億円 (令和2年度 約0.8億円) |
| 校舎増築(高津小・柿生小) | 令和2～3年度 | 約2.8億円 (令和2年度 約0.9億円) |

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課/教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

殿町国際戦略拠点 (KING SKYFRONT) における 特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、国の先端研究開発支援政策を踏まえ、産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス推進プログラムの成果を活用して、国際戦略拠点の形成及びグローバル展開を更に加速するため、クラスター運営に関わる推進体制の強化や、事業化支援、人材育成等の取組に対し財政支援策を講じること。
- 5 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果が十分評価されるような制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

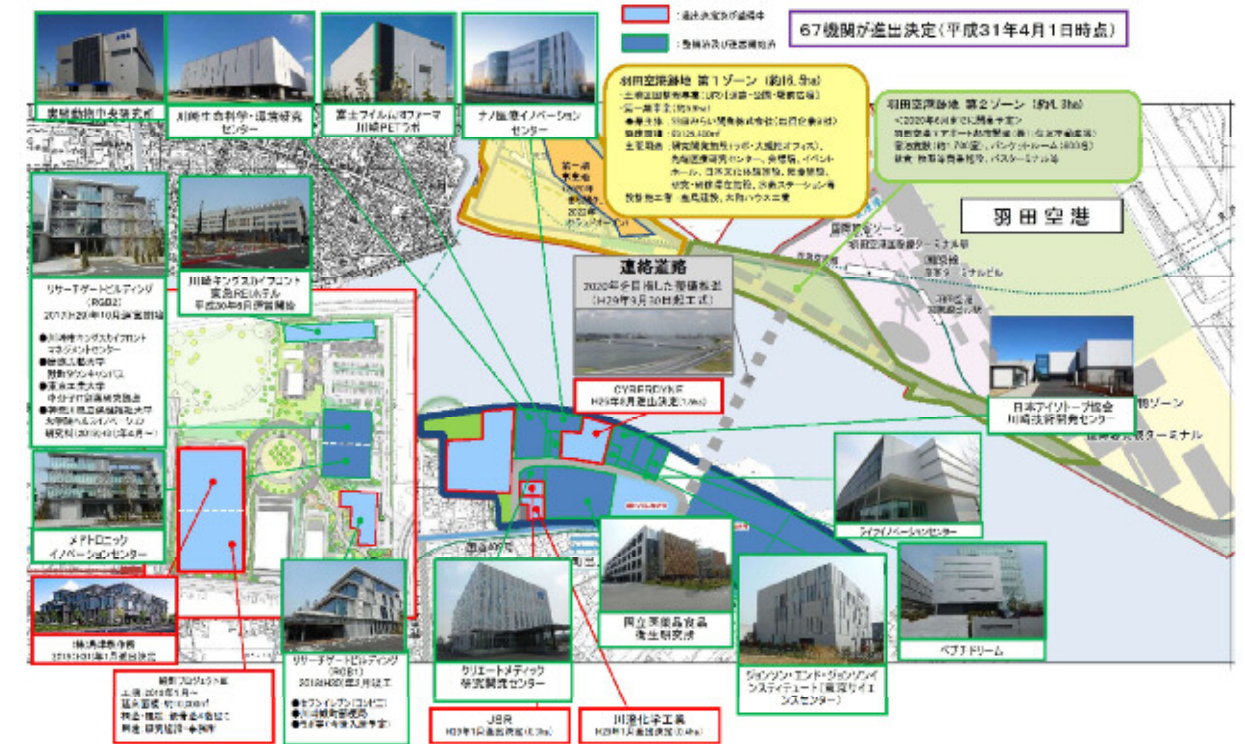
■ 要請の背景

- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、規制緩和の活用又は指定金融機関からの借入に加え、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、我が国の経済成長へ寄与すべく、拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に向けて総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- キングスカイフロントを、イノベーションが次々と創出され続ける国際戦略拠点とするため、リサーチコンプレックス推進プログラムで得られた成果を活かし、域内でのイノベーションエコシステムの構築や、クラスター運営に関わる推進体制の強化、事業化支援、人材育成等に取組むことが大切です。こうした取組は日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的な産業競争力の強化に資するものであることから、国全体の政策課題としてキングスカイフロントの持続的な発展に結びつく施策に対して財政支援策を講じることが必要です。

- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元



この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3690

“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 平成31年3月に改訂された水素・燃料電池戦略ロードマップのアクションプランの着実な推進に向けて、水素利用拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政措置を講ずること。また、省庁間・省庁内における支援制度の連携を強化し柔軟な運用を行うこと。
- 2 水素の製造・貯蔵・消費等において確保すべき設備や離隔距離の条件等について、国際的な事例等を踏まえて規制緩和を行うこと。また、建築基準法における水素の貯蔵量上限規定についても明確にすること。
- 3 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう、新たに行う道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO2削減効果等の環境価値を認証し評価する制度を構築すること。また、制度構築にあたっては、誰もが活用しやすい制度とすること。
- 5 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に運用できる制度を整えること。

■ 要請の背景

- 平成31年3月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が改訂されアクションプランが盛り込まれるなど、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として、水素エネルギーの普及が一層重要となっています。また、水素関連技術に係るイノベーションを加速し、成長戦略に繋げることが必要です。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、東京都と隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進し、水素の社会実装に向けた取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していくことが必要です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地等への展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。
- 燃料電池フォークリフトなど、産業分野への水素エネルギーの導入促進にあたっては、安全面を考慮しつつ、水素の製造・貯蔵・消費に関する規制緩和を更に進めることが必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、新たに行う水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO2削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築し、その制度を誰もが活用できるようにすることが必要です。
- 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして取組を拡大し、普及に繋げることが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証後も効果的に活用し、新たな事業創出に繋げることが必要です。

■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO2の削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく7つのリーディングプロジェクト

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>① 水素サプライチェーン構築モデル</p>  <p>海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて燃焼性の低減により輸送効率を向上させ、高圧水素を取り出して水素貯蔵容器を行う水素サプライチェーンの実証</p> | <p>② 水素BCPモデル</p>  <p>太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難所に対して電力や熱水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2one」の実証</p> | <p>③ 鉄道駅におけるCO2フリー水素活用モデル</p>  <p>再生可能エネルギーなどを駆使して製造した「エコスト」の取組として、1R物流駅に設置した駅舎において鉄道事業者として初めてCO2フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用</p> | |
| <p>④ 地域循環型水素地産地消モデル</p>  <p>地産で発生する廃棄物プラスチック由来の水素を、港側の国際物流拠点に隣接する工場にパイプラインで輸送し、大型燃料電池を採用してエネルギー利用する水素の地産地消モデルの実証</p> | <p>⑤ 燃料電池フォークリフト導入・クリーン水素活用モデル</p>  <p>電力発電の電気で水を電解分解して製造した水素を、新開発の閉鎖循環型水素貯蔵容器を備えた燃料電池フォークリフトの電流供給等に利用し、燃料電池フォークリフトで利用する実証</p> | <p>⑥ パッケージ型水素ステーションモデル</p>  <p>水素製造装置、水素充填設備、リーディング型燃料電池のパッケージ化により、整備費用削減と「副産物」を生産するパッケージ型水素ステーションの実証</p> | <p>⑦ CO2フリー水素充填・フォークリフト活用モデル</p>  <p>中規模インサイト型実証基地のモデルとしてのシステム構築を目標とし、太陽光発電の電気で水素を電解分解して製造した水素を、事業所内で燃料電池フォークリフトに充填し、洗浄</p> |

この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL.044-200-2095

我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国の高度成長を支えてきた川崎臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでいる成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、今後も産業が高度に発展し続ける地域として、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な財政措置等を講ずること。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、令和2年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。
- 4 国際コンテナ戦略港湾である川崎港の機能を最大限に発揮するため、国道357号の東扇島中央交差点付近について、車線増設等の対策を早急に講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするための目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、その中で今後取り組むべき方向性として「交通機能の強化」を基本戦略に位置付けました。この戦略に基づき、鉄道やバス等、基幹的な交通軸の整備に向けた取組や京急大師線産業道路駅における新たな交通結節点としての広場整備など、幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化に加え、大規模地震の発生確率の増加や異常気象の頻発・激甚化など、大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要です。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を

跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。

- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、平成29年9月に起工し、令和2年の完成を目指し、鋭意、工事を進めております。
- 国道357号は、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保などの観点から、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。
- 国道357号の全線整備等は長期に及ぶ中、東扇島では、大規模物流施設開設に伴い、更なる交通混雑が見込まれることから、東扇島中央交差点付近において混雑緩和に向けた対策の実施が早急に必要です。

■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺的一般道路交通の秩序化 ○ 空港・港湾へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039
 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 TEL 044-200-2547
 港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

要 請 事 項

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

- （参考）公設施設における平成30年9月現在の修繕工事費所要額概算：

約550,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等 LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

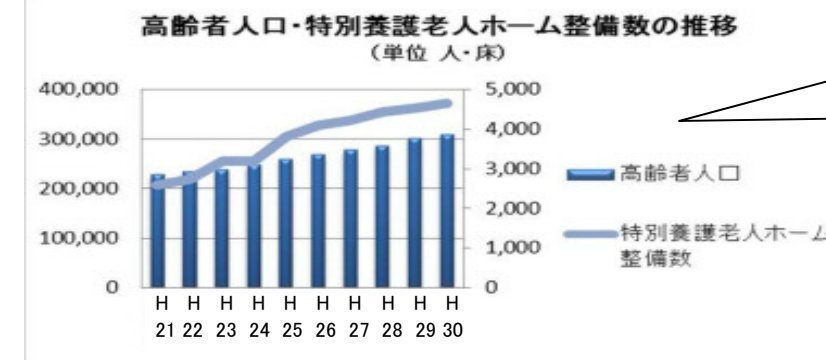
介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成31年4月1日現在

| 施設名称 | 築年数 | 定数 | 指定管理 |
|--------|-----|------|------|
| 恒春園 | 40年 | 60人 | |
| みかど荘 | 38年 | 73人 | |
| 太陽の園 | 35年 | 66人 | |
| 柿生アルナ園 | 33年 | 80人 | |
| 幸風苑 | 32年 | 60人 | |
| 和楽館 | 31年 | 60人 | |
| 長沢壮寿の里 | 31年 | 53人 | 指定管理 |
| あさおの丘 | 30年 | 70人 | |
| 桜寿園 | 28年 | 74人 | |
| 虹の里 | 27年 | 108人 | |
| 多摩川の里 | 26年 | 84人 | 指定管理 |
| すみよし | 25年 | 84人 | 指定管理 |
| こだなか | 25年 | 50人 | 指定管理 |
| 金井原苑 | 24年 | 98人 | |
| 菅の里 | 23年 | 80人 | |
| すえなが | 23年 | 104人 | |
| 大師の里 | 21年 | 50人 | |
| しおん | 21年 | 25人 | |
| ひらまの里 | 20年 | 84人 | 指定管理 |

課題：施設の老朽化への対応

<参考>



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

川崎市の小児救急医療体制等の拡充

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を運営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、平成30年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

| 令和元年度予算 | 総事業費 | 財 源 |
|---------------|---------|--|
| 小児救急医療関係事業 | 524,559 | 国庫補助金 16,354、県補助金 21,383 使用料 1,581、一般財源 485,241 |
| 市立病院の小児救急医療経費 | 349,090 | 医業収益 304,711、一般会計繰入金 44,379 |

初期救急医療体制

- 7 休日急患診療所 (内科・小児科)
各区 1 か所
- 南部小児急病センター
(市立川崎病院内)
中部小児急病センター
(日本医科大学武蔵小杉病院内)
北部小児急病センター
(多摩休日夜間急患診療所内)
- 聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

- 病院群輪番制病院 (7 病院・小児科)
- 休日二次応需病院 (7 病院・小児科)
- 救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

- 聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター
- 日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター
- 市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター



小児救急医療体制等の維持

- 財政措置の拡充**
- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
 - ・病院等を運営する地方自治体



川崎市の人口の推移 (各年10月1日現在)

| | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|-----|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 川崎区 | 総人口 219,862 | 223,378 | 226,537 | 229,653 | 231,530 |
| | うち15歳未満 26,020 | 26,311 | 26,280 | 26,242 | 26,049 |
| 幸 区 | 総人口 158,663 | 160,890 | 162,618 | 165,974 | 167,206 |
| | うち15歳未満 20,830 | 20,544 | 20,805 | 21,381 | 21,638 |
| 中原区 | 総人口 244,363 | 247,529 | 251,248 | 254,156 | 258,119 |
| | うち15歳未満 31,576 | 31,878 | 32,490 | 32,924 | 33,539 |
| 高津区 | 総人口 224,710 | 228,141 | 229,584 | 230,507 | 231,808 |
| | うち15歳未満 30,004 | 30,142 | 30,173 | 30,002 | 29,977 |
| 宮前区 | 総人口 224,648 | 225,594 | 227,375 | 229,481 | 231,131 |
| | うち15歳未満 32,488 | 31,346 | 31,380 | 31,443 | 31,360 |
| 多摩区 | 総人口 214,138 | 214,158 | 215,644 | 216,681 | 217,941 |
| | うち15歳未満 24,453 | 23,790 | 23,647 | 23,420 | 23,207 |
| 麻生区 | 総人口 174,659 | 175,523 | 176,471 | 177,238 | 178,748 |
| | うち15歳未満 23,866 | 23,718 | 23,639 | 23,447 | 23,511 |
| 合 計 | 総人口 1,461,043 | 1,475,213 | 1,489,477 | 1,503,690 | 1,516,483 |
| | うち15歳未満 189,237 | 187,729 | 188,414 | 188,859 | 189,281 |

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-3742

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

○ 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 (各年決算) 単位：千円

| 年 度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 扶 助 費 | 154,324 | 171,411 | 189,072 | 195,095 | 192,249 |
| 助成経費 | 29,325 | 32,764 | 29,273 | 18,464 | 18,013 |
| 合 計 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 | 210,262 |

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

| | |
|-------|---|
| 制度開始 | 平成19年1月 |
| 対象地域 | 市内全域 |
| 対 象 者 | 対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし |
| 審 査 | 認定審査を実施 |
| 助成範囲 | 本人負担分の一部を助成 |
| 財源負担 | 市の全額負担(一般財源) |

経費の推移 (単位：千円)

| 年 度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 扶 助 費 | 154,324 | 171,411 | 189,072 | 195,095 | 192,249 |
| 助成経費 | 29,325 | 32,764 | 29,273 | 18,464 | 18,013 |
| 合 計 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 | 210,262 |

対象者数の推移 (単位：人)

| 年 度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 | 5,842 | 6,149 | 6,486 | 6,780 | 6,979 |

経費総額
及び
対象者数
の推移

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

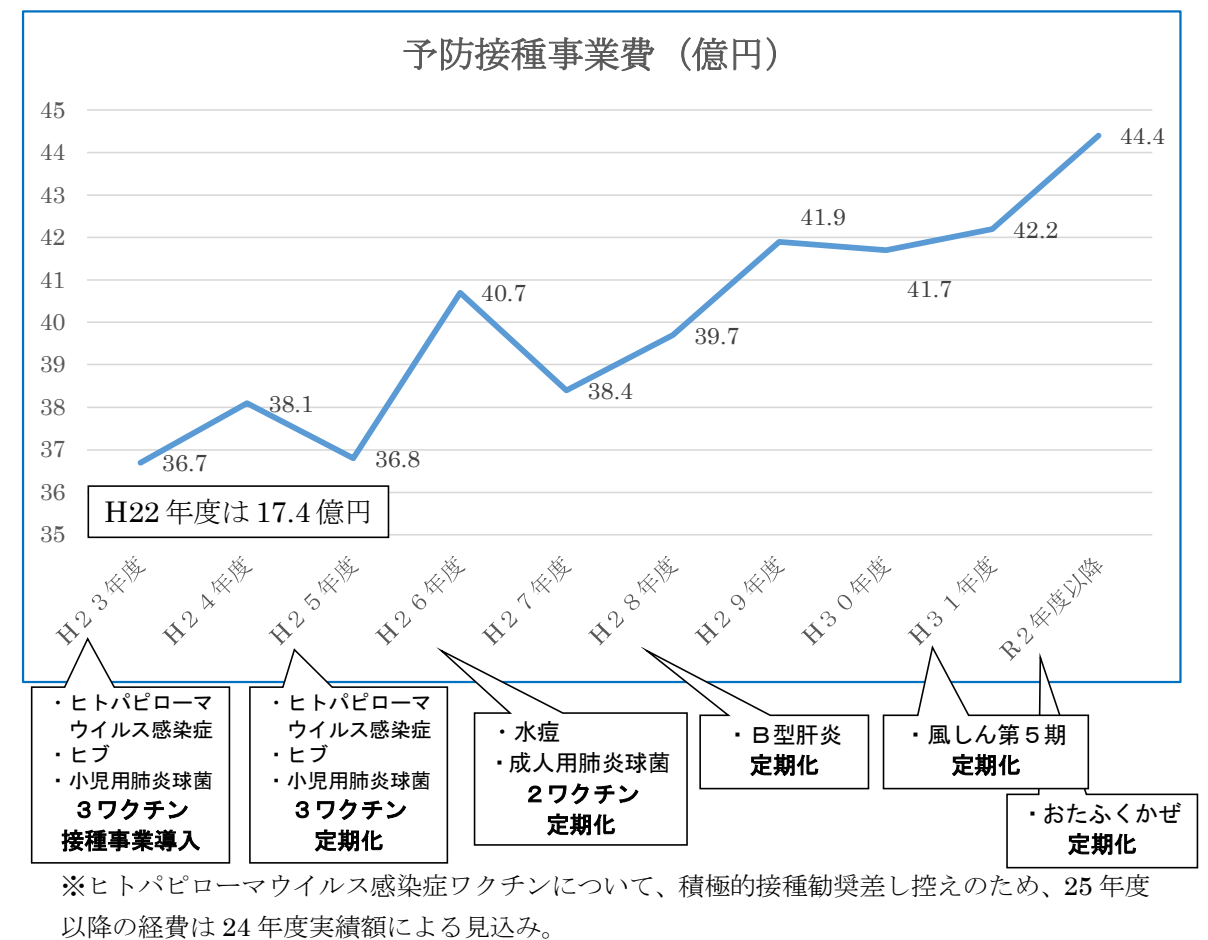
要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度には水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが、さらに、平成28年10月にはB型肝炎、平成31年2月には風しんの第5期予防接種が新たに定期予防接種として追加されたところです。また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが追加されることが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにすべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「定期予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時における救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 定期予防接種にすることで、健康被害発生時に手厚い救済制度を利用することができます。

本市における予防接種事業の財政負担



任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額
42.2億円 → 44.4億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2440

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物等に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 本市では、国が指定する「地震時等に著しく危険な密集市街地」を包含した地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。特に火災延焼被害は、国指定の地区に留まらず、被害拡大が想定されているため、自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約71.4億円（国費 約34.2億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約2.8億円（国費 約1.3億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.8億円（国費 約0.9億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約66.8億円（国費 約32.0億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

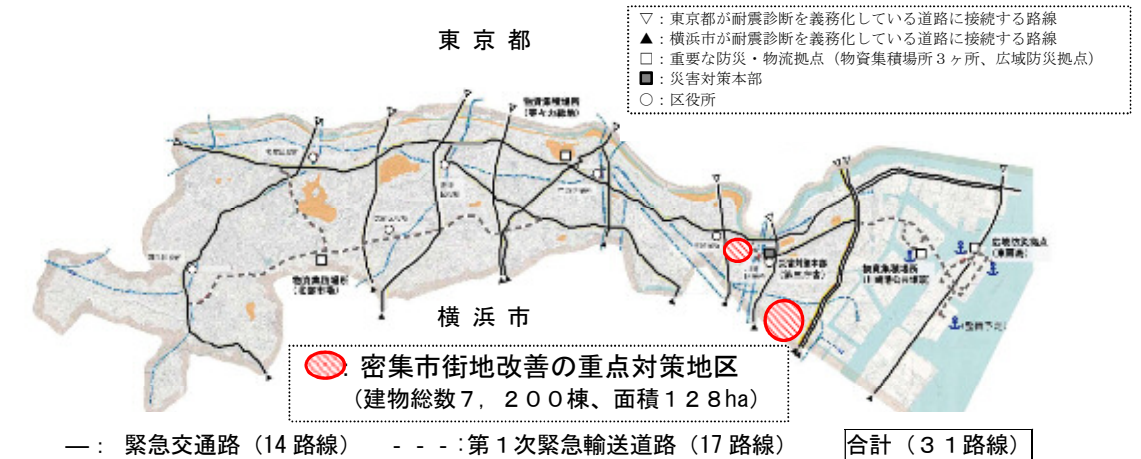
建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和2年度末までに95%とする。
（平成30年度末の耐震化率 住宅：92.9% 特定建築物：93.4%）

主な取組

- ・ 木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・ 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和2年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・ 密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業、道路拡幅事業など

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・ 中野島住宅（1棟 21戸）

■公営住宅ストック改善事業

- ・ 長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全25団地 109棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・ マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防・救急無線局（固定）の再整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 国の補助金については、補助基準額の改定などにより、令和2年度以降、申請できる可能性が高まりましたので、今後は車両資機材等の更新を見据えた十分な財源等の確保をお願いするとともに、交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。
- 特に本市をはじめとした指定都市の消防は、大規模災害発生時には広域的な役割を果たすことから、車両資機材等の整備について、交付税措置ではなく、国庫補助制度の拡充など、国による適切な財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約2.5億円（国庫補助金なし）
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約6.5億円（国庫補助金約9,800万円）

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

| 区分 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|------|--------------|----------------|------------|------------|-----------|
| 事業概要 | 消防庁舎 | 多摩消防署 栗谷出張所 | — | 改築（設計等） | 改築（本体工事等） |
| | | 多摩消防署 宿河原出張所 | 改築（本体工事等） | — | — |
| | 消防団施設 | 中原消防団 住吉分団木月班 | — | 改築（設計等） | 改築（本体工事等） |
| | | 中原消防団 住吉分団市ノ坪班 | 改築（本体工事等） | — | — |
| | 耐震性貯水槽 | 新設（1基 工事） | 新設（1基 設計等） | 新設（1基 工事） | |
| | 消防情報通信の高度化 | 非常用 発電機工事 | — | 消防指令システム更新 | |
| | 消防救急無線固定局等整備 | 無線設備整備 | 無線設備整備 | — | |
| | 合計（概算） | 約5.0億円 | 約2.5億円 | 約7.3億円 | |

緊急消防援助隊設備整備事業等

| 区分 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 消防自動車等 | 14台 | 17台 | 14台 |
| | 救急自動車 | 4台 | 4台 | 4台 |
| | 合計（概算） | 約5.3億円 | 約6.5億円 | 約4.6億円 |

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
 消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2548
 消防局警防部指令課 TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

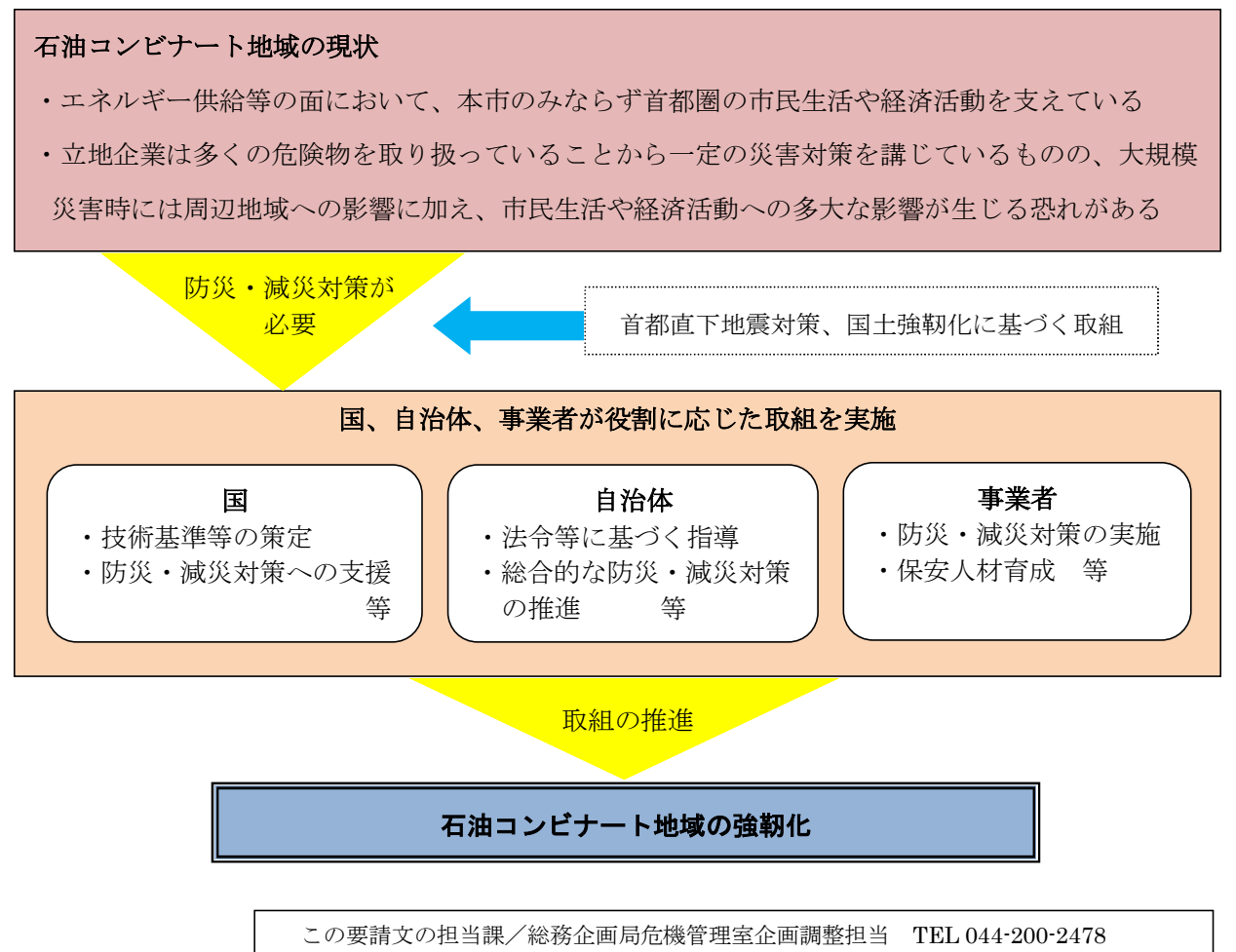
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定(平成29年11月改定)し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 現在、暫定運用による整備効果の早期発現を目指して工事を進めておりますが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

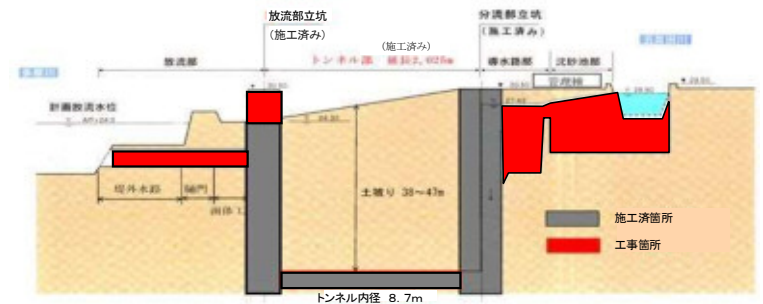
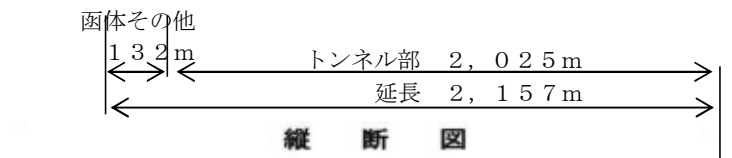
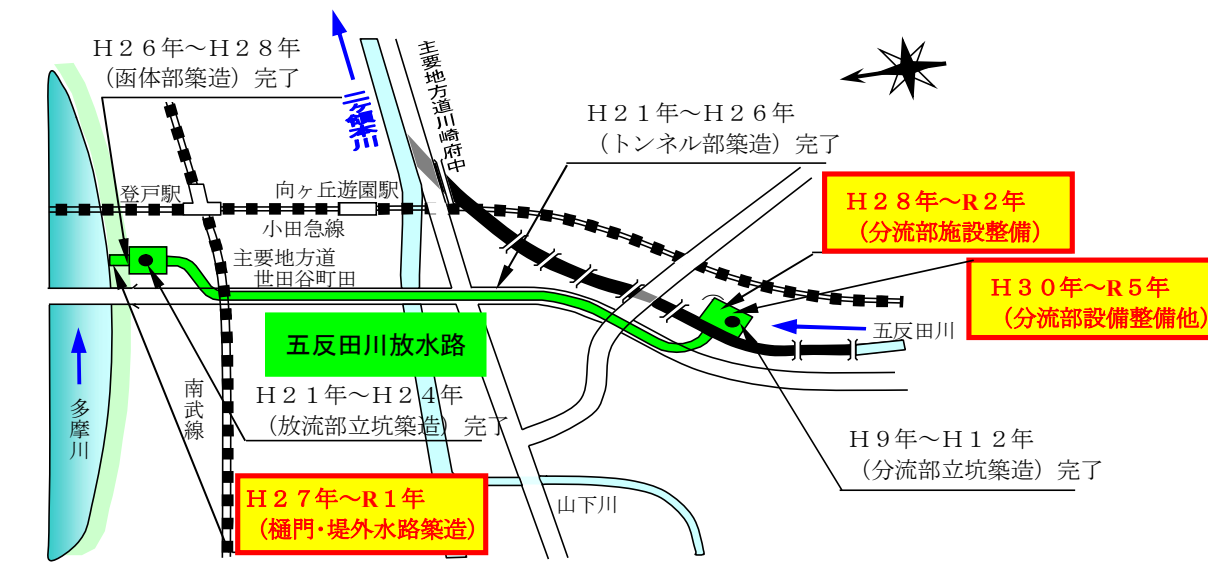
■ 費用

- 総事業費 約300億円 (国費 約85.9億円、県費 約85.9億円)
- 令和2年度計画事業費 約21.6億円
(国費 約6.2億円、県費 約6.2億円)

■ 効果等

- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度 (令和元年度から暫定運用)
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)

○今後の事業費の見込み 単位：億円

| | | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | | 暫定運用 | | | | 完成 | | |
|-----|----|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|-------|----|
| | | まで | | | | 当初 補正 | | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 合計 |
| 事業費 | 補助 | 国費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 2.6 | 6.2 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 | |
| | | 県費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 2.6 | 6.2 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 | |
| | | 市費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 2.6 | 6.2 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 | |
| | | 小計 | 155.4 | 13.2 | 9.9 | 4.2 | 10.5 | 7.8 | 18.6 | 13.2 | 13.2 | 11.7 | 257.7 | |
| | 単独 | 20.7 | 0.5 | 2.0 | 2.7 | 3.2 | 3.0 | 2.6 | 2.8 | 4.2 | 41.7 | | | |
| 合計 | | 176.1 | 13.7 | 16.1 | 13.2 | 11.0 | 21.6 | 15.8 | 16.0 | 15.9 | 299.4 | | | |

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

川崎の河川

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

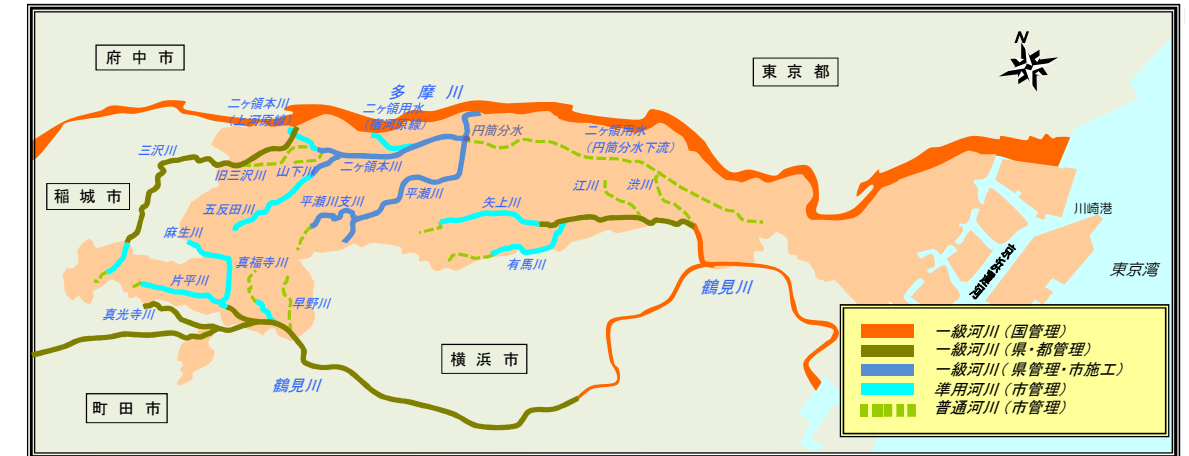
【国土交通省】

要請事項

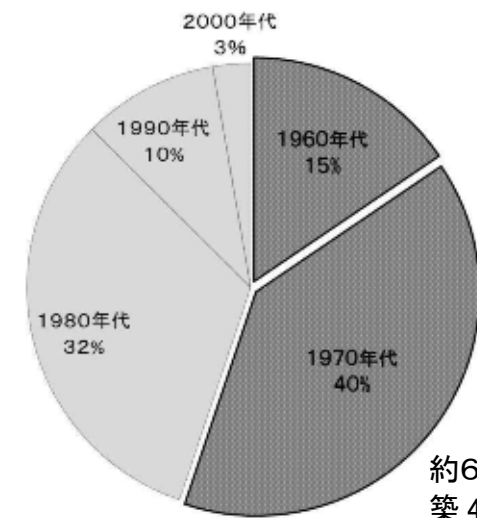
河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和をすること、及び一級河川平瀬川の施設機能向上に向けた改築工事について、国庫補助事業化をすること。

要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生への切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
 - 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
 - 平成30年度からは、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
 - 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
 - 現在、施設機能向上について国庫補助事業化に向けた調整を実施しています。
- ### 効果等
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。



〔河川整備経過年数〕



約6割(約21km)が築40年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の違い



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

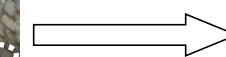


パラペットのズレ(最大10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため施設更新を実施



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

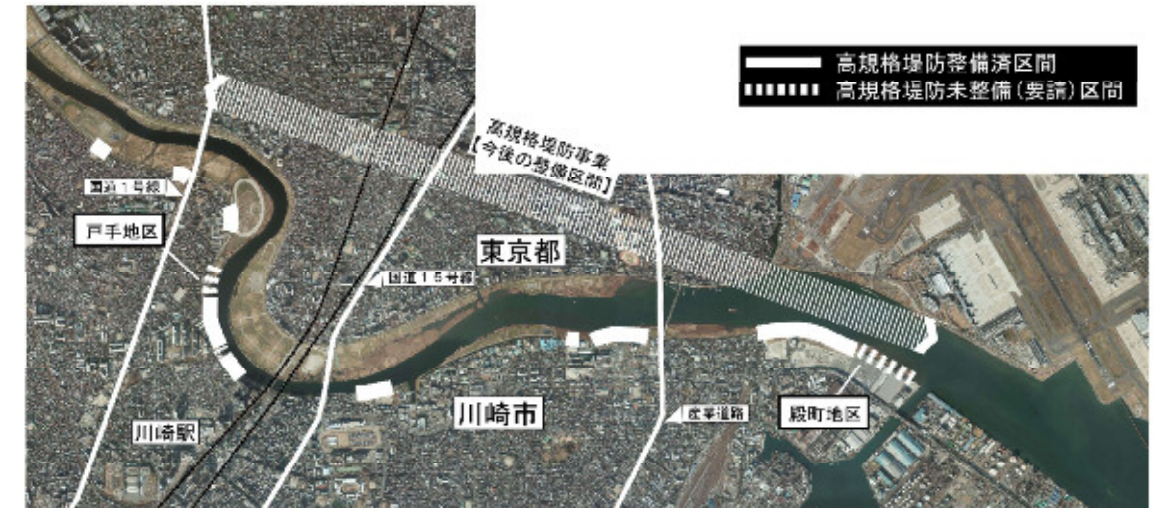
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

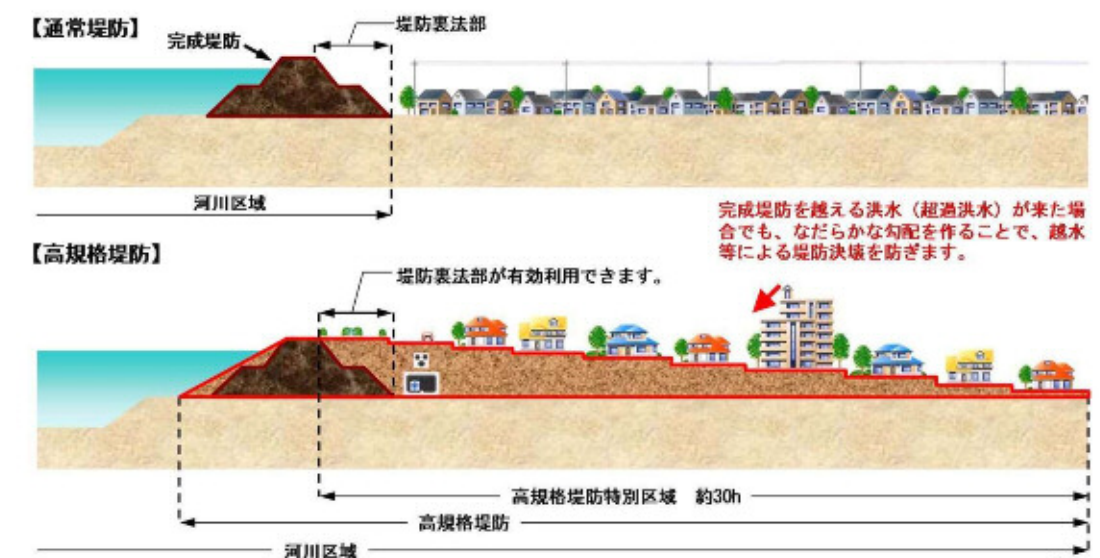
■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムの構築に向けて、ゼロエネルギーハウス・ゼロエネルギービル（ZEH・ZEB）、次世代自動車、自動車からの外部給電（VtoX）などの最先端の環境配慮機器等の導入や新たな技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 再生可能エネルギーの普及拡大は、持続可能な低炭素社会の構築だけでなく、蓄電池等との組み合わせにより災害時にも有効な自立分散型エネルギーともなることから、今後耐用年数を迎える太陽光発電設備やその付帯設備、また蓄電池等の計画的な更新に向け必要な仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 3 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 国においては、昨年、エネルギー基本計画の見直しを行い、2030年までに再生可能エネルギーを初めて「主力電源」と位置づけ、最大限導入していく方針を示されたところです。
- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、パリ協定の採択を受け、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき温暖化対策を推進しています。その中では「再生可能エネルギー等の導入と最適利用による低炭素なまち」の実現を目指し、効率的なエネルギー利用や、次世代自動車の導入の推進に加え、災害時にも有効な再生可能エネルギーや蓄電池等の導入によるエネルギーの自立分散を進めているところです。
- また、最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画 ～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる 30 プラン～

将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ（2030年のまちの姿）

- エコ暮らし（スマートライフスタイル）が定着し、エネルギーの最適利用などにより、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、気候変動の影響への適応が進み、市民の健康で快適な暮らしや地域経済の活性化が図られている。
- 都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICTやデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。
- 川崎の強みである環境技術の利活用を通じて、温室効果ガス排出量のさらなる削減を実現している。
- 国際的な環境活動や環境技術の移転を通じ、地球全体での温室効果ガス削減に貢献する取組が活発化している。
- 市民・事業者・行政の各主体がその重要性を認識し取り組むとともに、各主体の連携・協働の取組が一層進んでいる。



この要請文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2956

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について

【環境省・経済産業省】

■ 要請事項

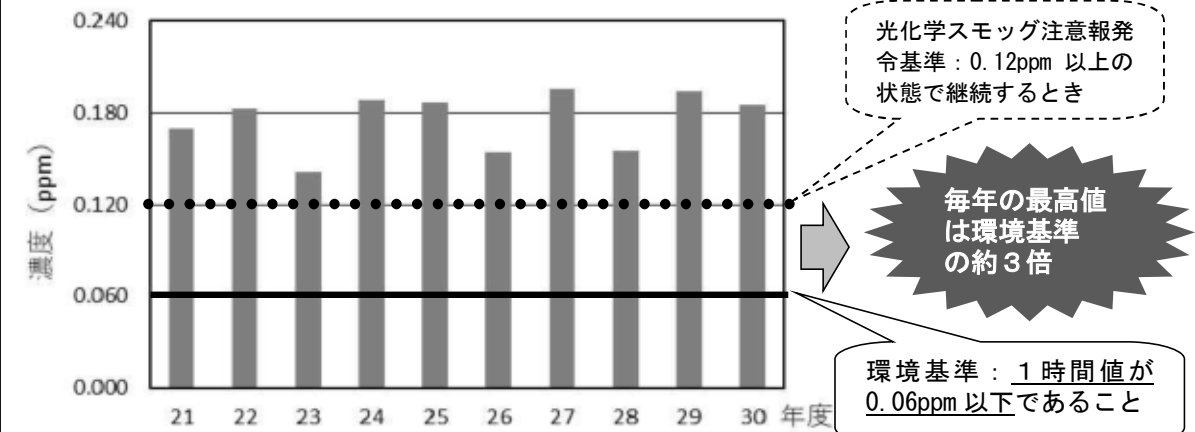
- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについての大气中の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。
- 4 自動車への燃料給油時のVOC排出抑制のため、給油所側での対策（Stage 2）の普及に向けて、啓発などの燃料小売事業者への支援を実施すること。

■ 要請の背景

- PM2.5につきましては、平成28年度に川崎市内で全測定局において初めて環境基準を達成したところですが、環境基準の継続的な達成に向けて引き続き取り組む必要があります。また、光化学スモッグにつきましては、毎年注意報が発令されている状況にあります。このため、PM2.5や光化学オキシダント対策を検討・推進するため様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、生成機構等を早急に解明する必要があります。
- 発生原因は国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行う必要があります。また、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。
- 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）（平成29年5月中央環境審議会）」において、業界が自主的取組計画を定めてStage 2の導入を促進することが適当であるとしております。Stage 2の普及のため、更なる啓発を行うとともに、中小・零細の燃料小売事業者にとっては、機器の更新に係る負担が過大であることから、大気環境の保全を目的とした財政措置が必要です。

川崎市における状況

○ 光化学オキシダントの年度ごとの1時間値の最高値



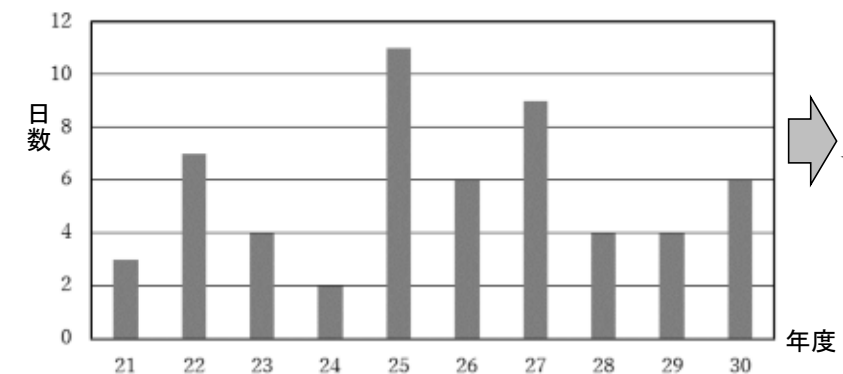
○ 光化学オキシダント環境基準超過日数

| 測定局名 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 麻生弘法松公園 | 114日 | 103日 | 90日 | 112日 | 111日 |

麻生区の測定局においては、過去5年間では100日程度環境基準を超過している。

年間の約3割は環境基準を超過

○ 光化学スモッグ注意報の発令日数



毎年複数回注意報が発令

川崎市総合計画では、令和3年度までに光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指しています。

この要請文の担当課／環境局環境対策部大気環境課 TEL 044-200-2515

廃棄物処理施設整備事業の推進について

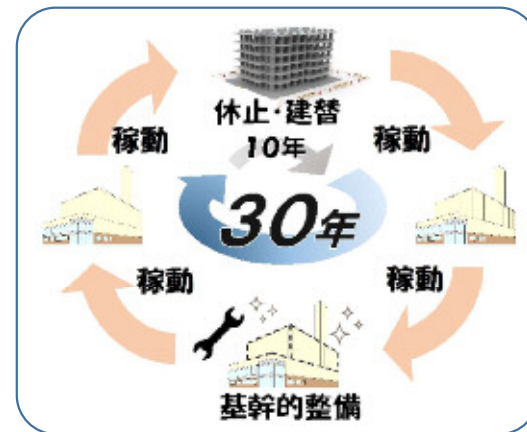
【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、平成27年度から3処理センター体制に移行し、4か所の敷地を有効利用し、通常3処理センターを稼働、1処理センターを休止、建設中とする体制を構築してきました。
- 処理センターは設備の耐用年数が短くなっていますが、定期的な点検補修と併せて、概ね10～15年ごとに基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っているところです。3処理センター体制を安定的に推進していくために、処理センターを約30年稼働し、建替えに約10年、全体で約40年のサイクルで計画的に整備を進めています。



《処理センター整備イメージ》

■ 費用

- 令和2年度計画事業費
 - 橋処理センター整備事業
 - ・橋処理センター建設工事（7年契約4年次目）
 予定額2,006,964千円（国費 約478,801千円）
 - 堤根処理センター整備事業
 - ・整備計画策定業務委託（3年契約2年次目）
 予定額28,380千円（国費 約9,460千円）
 - ・環境影響評価業務委託（その2）（4年契約2年次目）
 予定額5,120千円（国費 約1,470千円）
 - 浮島処理センター基幹的施設整備事業
 - ・浮島処理センター基幹的設備改良工事（5年契約2年次目）
 予定額1,486,000千円（国費 約126,000千円）

橋処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ごみ焼却処理施設
 600t/日（200t/日×3炉）
- ・資源化処理施設
 ミックスペーパー 45t/5時間

事業年度

- ・平成29年度～令和5年度
 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



《橋処理センター完成イメージ図》

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ごみ焼却処理施設 540t/日（180t/日×3炉）

事業年度

- ・平成29年度～令和3年度 基本計画及び整備計画作成
- ・平成30年度～令和4年度 環境影響評価手続
- ・令和5年度～令和15年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

浮島処理センター基幹的施設整備事業

施設・処理能力

- ・既存ごみ焼却処理施設
 900t/日（300t/日×3炉）

事業年度

- ・令和元年度～令和5年度
 焼却炉、電気設備、ボイラ等の整備工事



《現在の浮島処理センター》

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

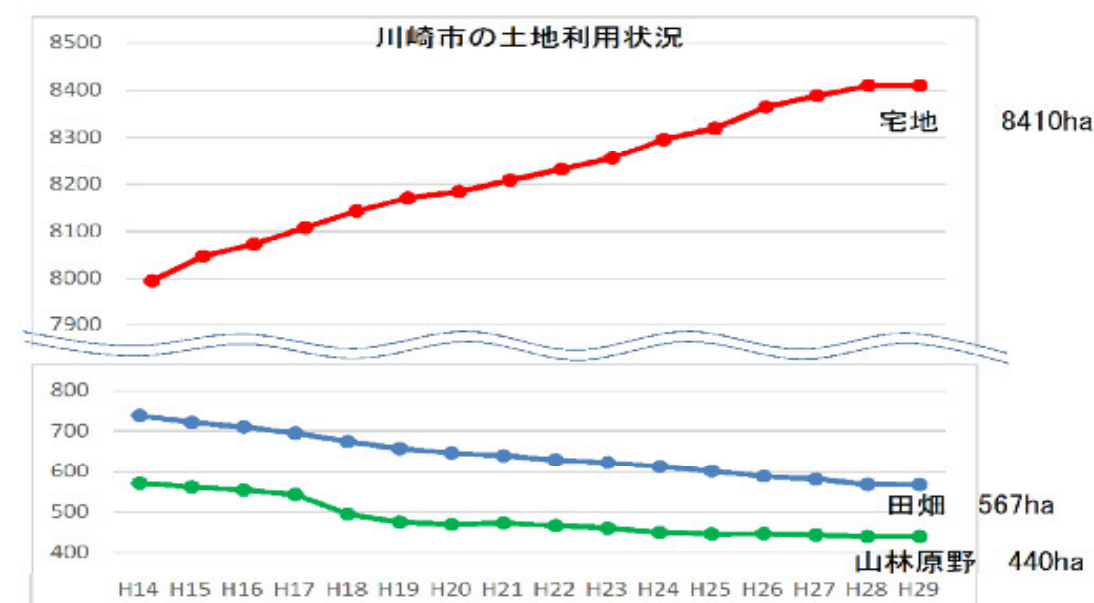
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

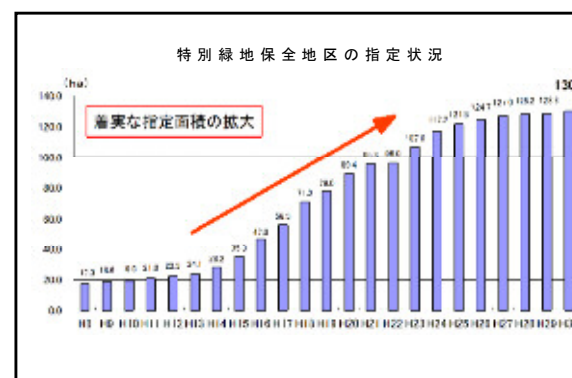
- 令和2年度計画事業費 約9.2億円（国費 約3.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約7.2億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2.0億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



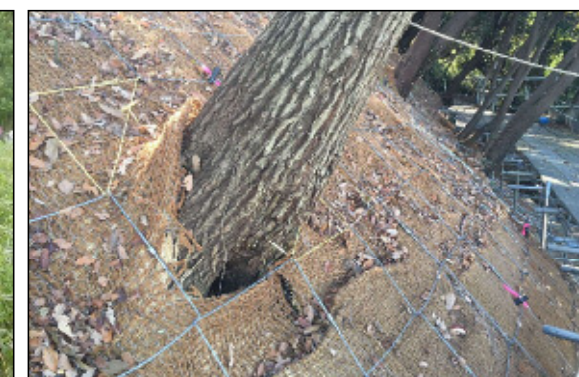
緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景（黒川海道別緑地保全地区）



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地の整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 今後、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るため、公園内のバリアフリー化に配慮しつつ、施設の整備を進めています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、魅力要素の更なる充実を図り、賑わい創出のために、生物多様性に配慮しつつ整備を進めています。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費
 - ・ 用地取得費 約4.7億円（国費約2.2億円）
 - ・ 整備費 約1.2億円（国費約0.4億円）
 - ・ 整備費 約3.5億円（国費約1.8億円）

■ 効果等

- 災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくりや公園のバリアフリー化
- ライフサイクルコストの縮減による適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能や都市景観の向上



図 川崎市事業位置図

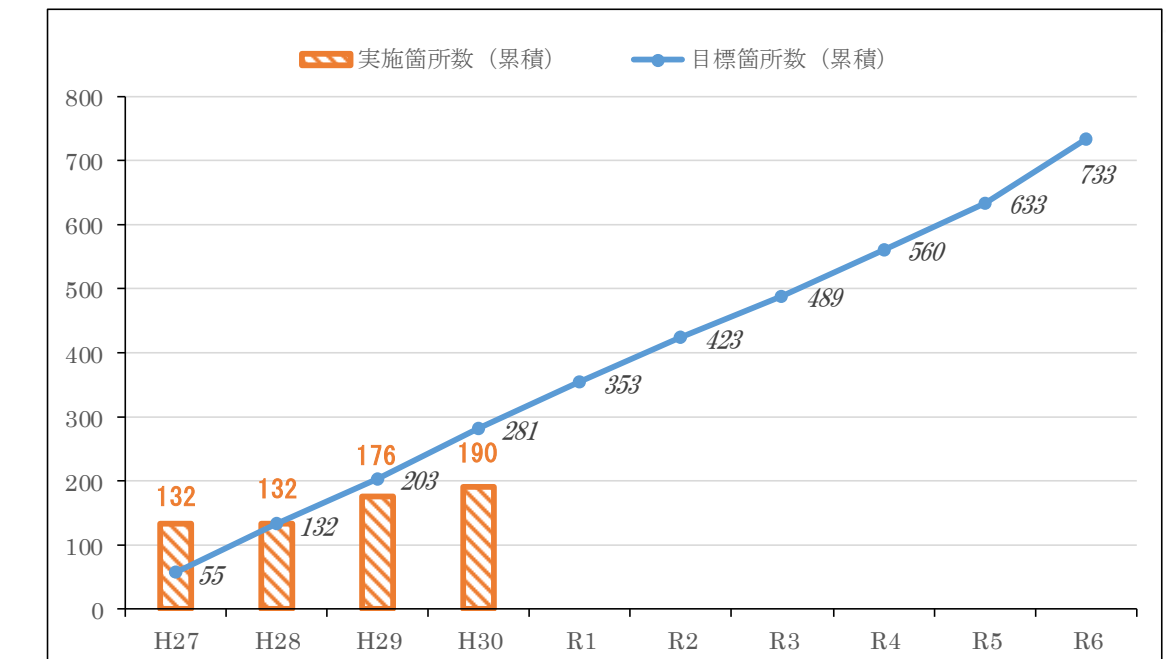


図 公園施設（遊具）の長寿命化実施状況

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）、平成28年度に正面広場整備が完了し、引き続き都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と調和した魅力あるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点の整備を含め、防災機能の強化が求められていることから、災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場を平成28年度から令和2年度の予定で整備しており、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

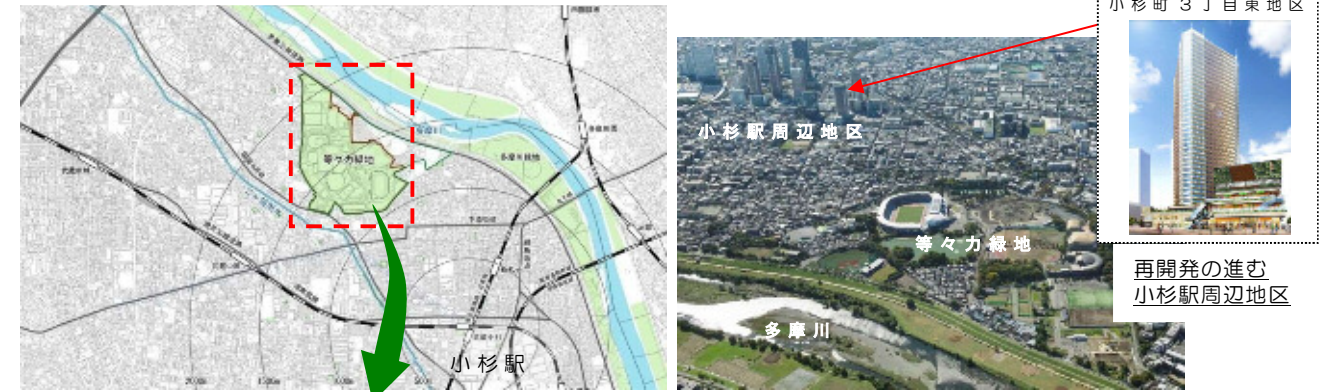
- 令和2年度計画事業費 約24.4億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上による安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地の魅力向上と利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



<等々力緑地における防災に関する取組>

硬式野球場整備
《平成28～令和2年度》
広域応援部隊の活動拠点、太陽光発電など

硬式野球場イメージ図

中央園路整備
《令和2年度》
硬式野球場への緊急車両進入経路など

陸上競技場第1期整備
【メインスタンド】
《平成27年度完成》

正面広場整備
《平成28年度完成》
誘導案内照明など

陸上競技場第2期整備
【サイド・バックスタンド】
《令和3年度～》
応援部隊の活動拠点・太陽光発電など

今後の費用の見込み

（単位：億円）

| 事業名称 | | 令和2年計画 | 令和3年計画 | 令和4年計画 |
|-------------|------|--------|--------|--------|
| 硬式野球場整備 | 事業費 | 約22.4 | | |
| | うち国費 | 約7.5 | | |
| 中央園路整備 | 事業費 | 約2.0 | | |
| | うち国費 | 約1.0 | | |
| 陸上競技場第2期整備等 | 事業費 | | 約25.0 | 約27.0 |
| | うち国費 | | 約8.5 | 約9.5 |
| 合計 | 事業費 | 約24.4 | 約25.0 | 約27.0 |
| | うち国費 | 約8.5 | 約8.5 | 約9.5 |

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 自転車活用推進法に基づくシェアサイクルの適正な導入促進に向けたガイドラインや指針等の整備を行うこと。
- 2 シェアサイクルの導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を創設すること。

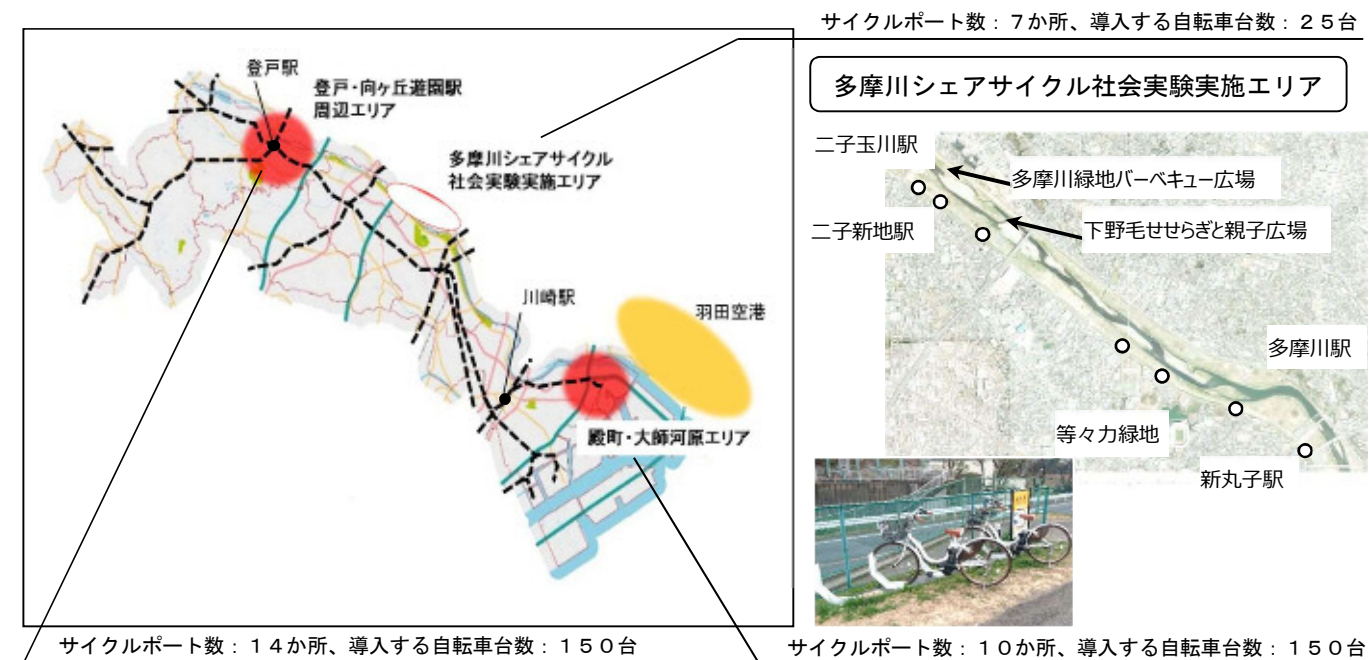
■ 要請の背景

- 本市では、平成30年度より、地域の活性化や放置自転車の抑制などの課題を解決するため、先行実施した「多摩川シェアサイクル社会実験」や、市内約70か所の民間サイクルポートと連携した「川崎市シェアサイクル実証実験」の取組を開始しております。
- シェアサイクルの本格導入に向けては、利用者の利便性の向上や、シェアサイクルの安全な運用のために、官民の役割や運用基準等を定めたガイドライン及び指針の策定が必要となっています。また、公共用地を活用した民間事業者によるポート設置には、関係法令の個別調整が必要となり、多様な公共空間を効率的、効果的に活用するためには、包括的な制度の創設が必要であると考えております。
- 平成30年6月の、「自転車活用推進計画」における、シェアサイクルの普及促進に向けた公共用地等へのサイクルポート設置の在り方について、早期の検討が必要となっています。

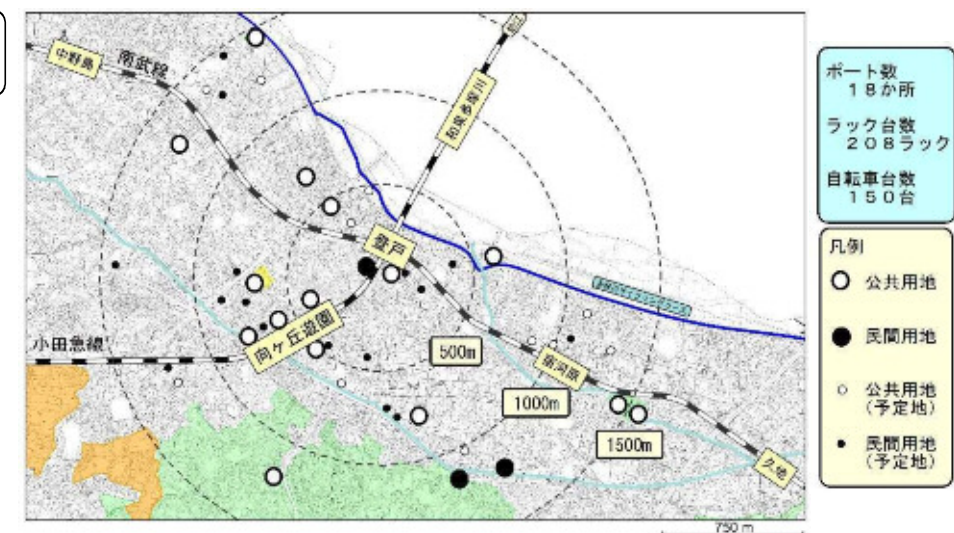
■ 効果等

- シェアサイクル導入ガイドラインや指針が策定されることで、一定水準を確保した事業者による市民の利便性の向上に資する安全で快適なシェアサイクルの導入を図ることができます。
- シェアサイクルポート設置における公共用地の活用について、包括的な制度の創設により、効率的で効果的なシェアサイクルの導入が図られます。

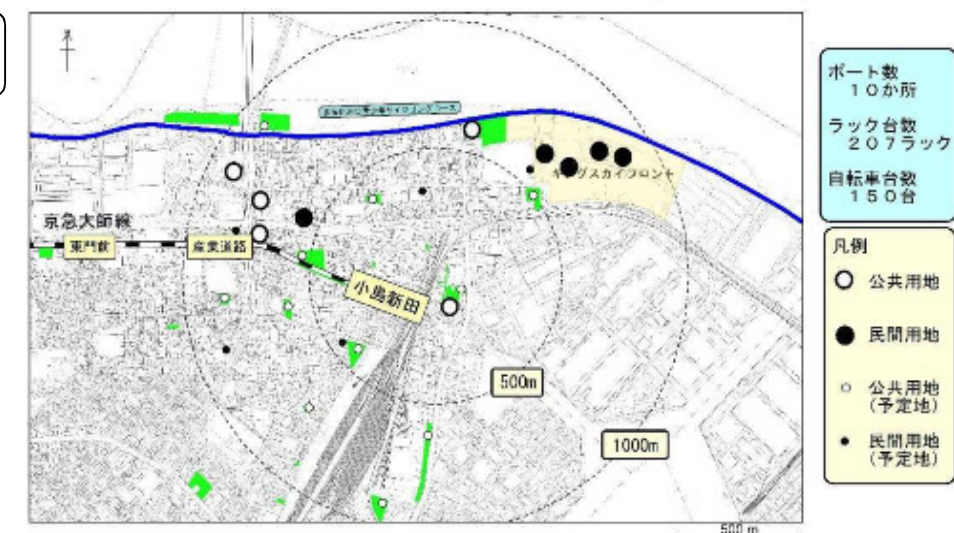
川崎市シェアサイクル実証実験等の実施エリア



登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリア



殿町・大師河原エリア



この要請文の担当課/建設緑政局自転車利活用推進室 TEL 044-200-2769

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

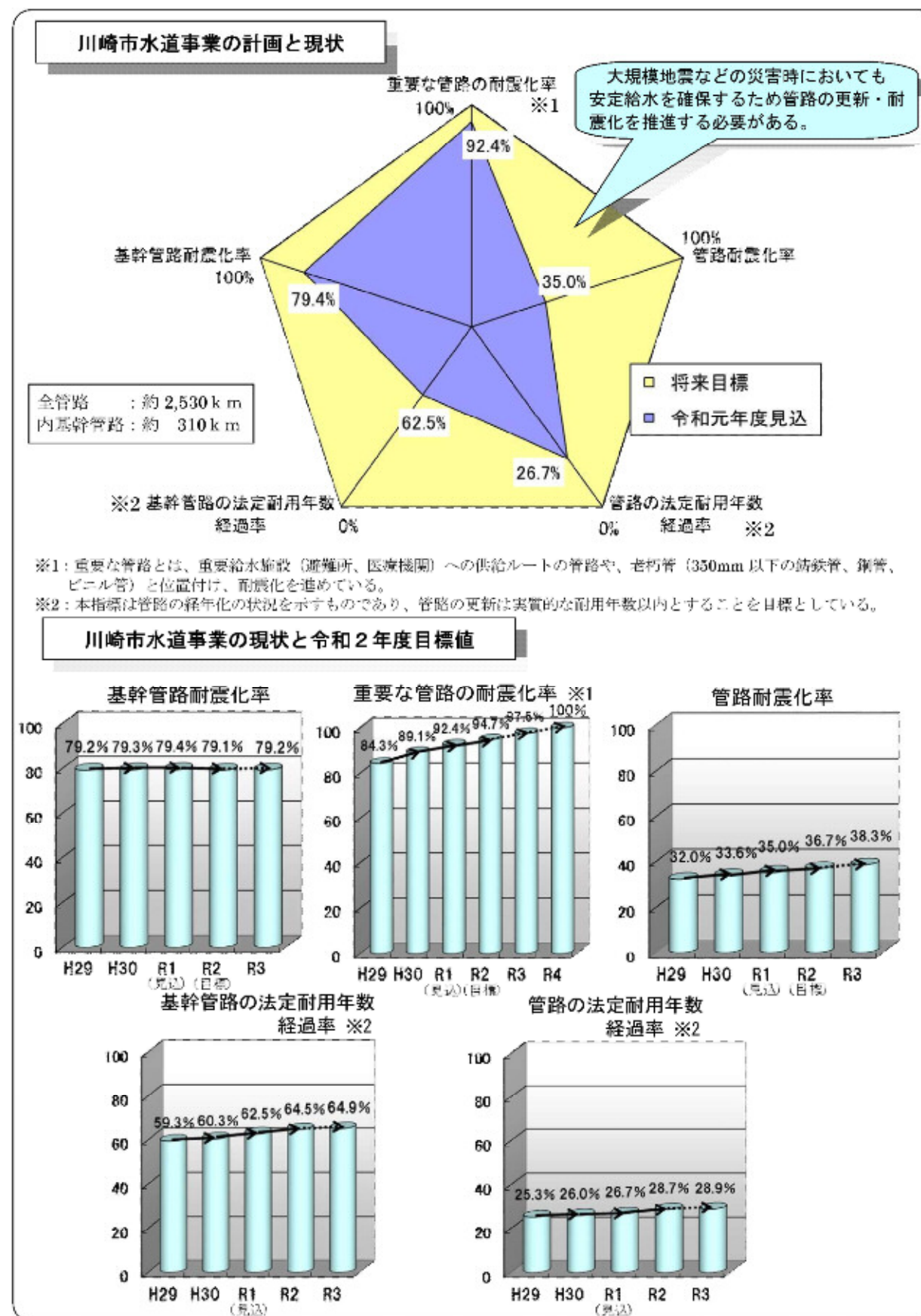
災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一齐に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっており、また、経年化した基幹管路の更新には、中大口径管路であることから特に多額の事業費を要します。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約9.1億円（国費 約1.7億円）



この要請文の担当課/上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化等、水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策・ゲリラ豪雨対策について、必要な財政措置を講ずること。また、緊急対策期間後も、必要な財政措置を継続すること。
- 2 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備に係る交付金事業制度を創設すること。
- 3 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、更には温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 令和元年度予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、防災・安全対策に係る事業に重点的な財政措置が講じられました。一方で、自然災害による被害を防止・最小化するためには、緊急対策期間後も引き続き対策を推進することが求められるため、緊急対策期間後も継続的な財政措置が必要です。
- 管きよの再整備に係る交付金事業制度については、布設から50年以上を経過した管きよの改築を対象とした「下水道老朽管の緊急改築推進事業」が平成29年度末で終了となりましたが、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるためには、今後も交付金制度を活用して着実に改築を推進することが必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

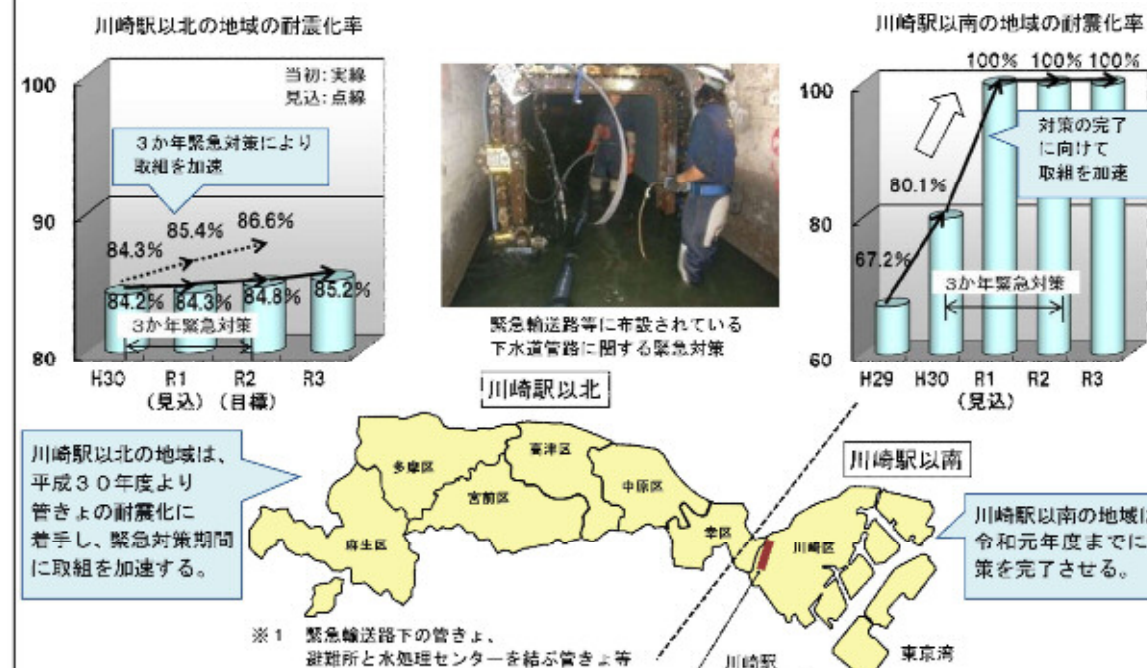
■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約190億円（国費 約60億円）

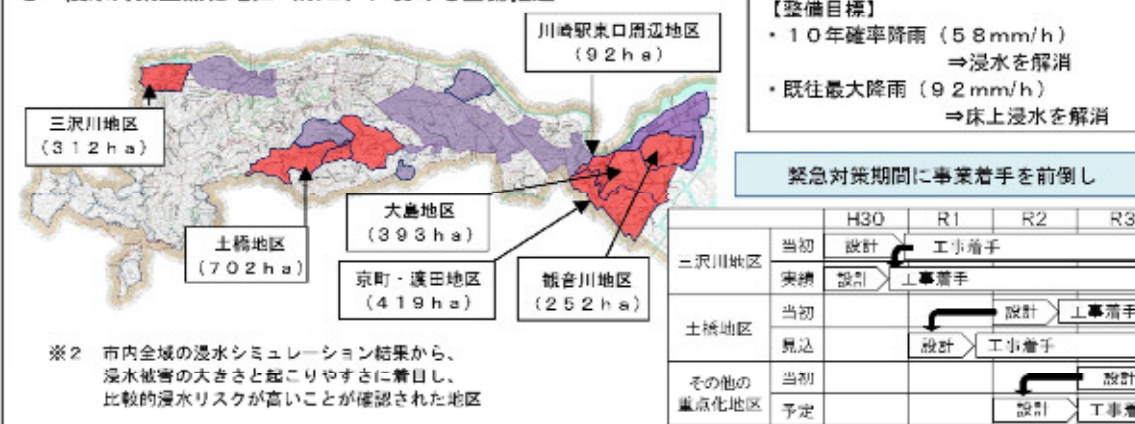
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の主な取組

自然災害による被害を防止・最小化するためには、継続的な対策の推進が必要

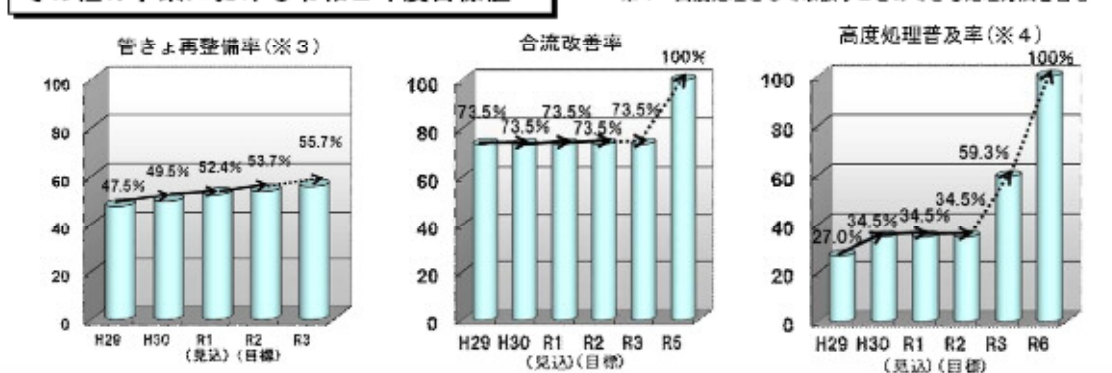
○ 重要な管きよ（※1）の耐震化



○ 浸水対策重点化地区（※2）における整備推進



その他の事業における令和2年度目標値



この要請文の担当課/上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

下水道施設の改築への国費負担の継続について

【財務省・国土交通省】

■ 要請事項

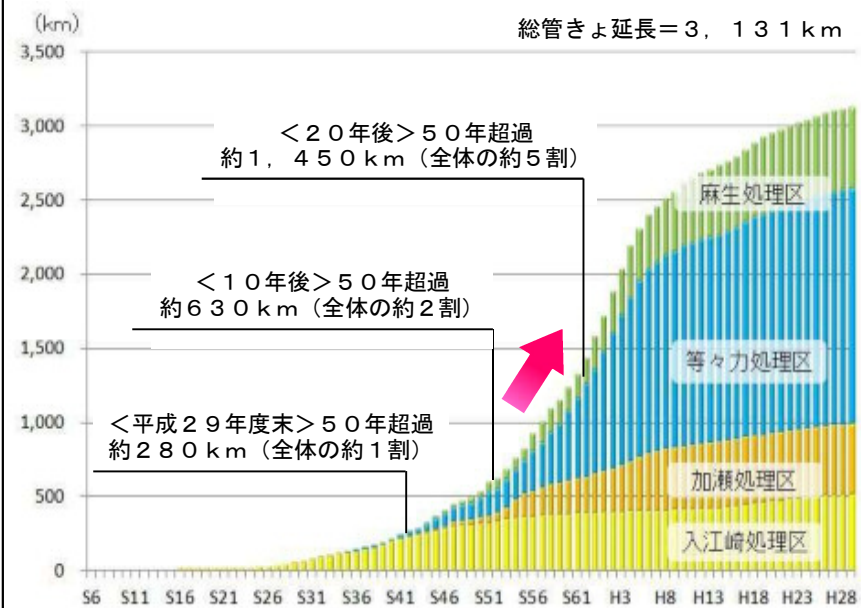
下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続すること。

■ 要請の背景

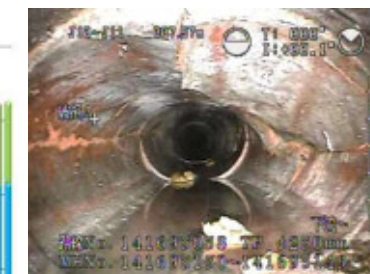
- 平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考えが提示されました。
- 下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、水質汚濁防止法でも国の責務が明示されています。また、その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法では、施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象としています。
- 本市を含めた地方公共団体では、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねていますが、下水道事業は現行の国庫補助制度を前提として運営してきていることから、下水道施設の改築への国費負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるるとともに一般会計への負担も増加することが懸念されます。
- 仮に、使用料の引上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引上げは、市民の理解が得難く、引上げが行えない場合には、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶことが懸念されます。
- 今後も市民が安全で安心な社会生活を継続するため、下水道の公共的役割に対する国の責務は新設時も改築時も変わるものではないことを踏まえ、下水道施設の改築に対する国費負担を確実に継続すべきです。

川崎市における下水道施設の状況

○ 下水管きよの年度別累計延長(平成29年度末)



老朽化により破損した下水管きよの内面



下水管きよの老朽化に起因する道路陥没



過去5年間で約200件の道路陥没が発生

○ 処理場・ポンプ場の経過年数(平成29年度末)

処理場

| No. | 施設名 | 経過年数 |
|-----|---------------------|------|
| 1 | 入江崎水処理センター(一部再構築済み) | 57 |
| 2 | 加瀬水処理センター | 45 |
| 3 | 等々力水処理センター | 36 |
| 4 | 麻生水処理センター | 29 |
| 5 | 入江崎総合スラッジセンター | 23 |

ポンプ場

| No. | 施設名 | 経過年数 |
|-----|------------------|------|
| 1 | 六郷ポンプ場(一部再構築実施中) | 83 |
| 2 | 渡田ポンプ場(再構築実施中) | 75 |
| 3 | 京町ポンプ場 | 66 |
| 4 | 古市場ポンプ場 | 65 |
| 5 | 観音川ポンプ場 | 65 |
| 6 | 大師河原ポンプ場(再構築実施中) | 63 |
| 7 | 小向ポンプ場 | 62 |
| 8 | 加瀬ポンプ場 | 57 |
| 9 | 大島ポンプ場 | 57 |
| 10 | 丸子ポンプ場 | 56 |
| 11 | 登戸ポンプ場 | 54 |
| 12 | 戸手ポンプ場 | 51 |
| 13 | 天王森ポンプ場 | 45 |
| 14 | 等々力ポンプ場 | 45 |
| 15 | 波川ポンプ場 | 43 |
| 16 | 江川ポンプ場 | 30 |
| 17 | 久末ポンプ場 | 27 |
| 18 | 蟹ヶ谷ポンプ場 | 27 |
| 19 | 踊場ポンプ場 | 27 |

老朽化によるゲート設備の劣化



硫化水素による槽内部の劣化



処理場・ポンプ場全24施設のうち13施設がすでに50年を超えており、10年後には17施設(全施設の約70%)が50年を超える見込みとなっている。健全な下水道機能を継続的に維持していくためには、改築への国費負担の継続が必要不可欠である。

「働き方改革」と「生産性向上」の一体的な推進及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 中小企業の経営基盤を揺るがす深刻な人手不足の解消を図るため、中小企業の「働き方改革」と「生産性向上」の一体的な推進を支援する取組に対し、財政措置を講ずること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的に若年者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化するとともに、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費すべての財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

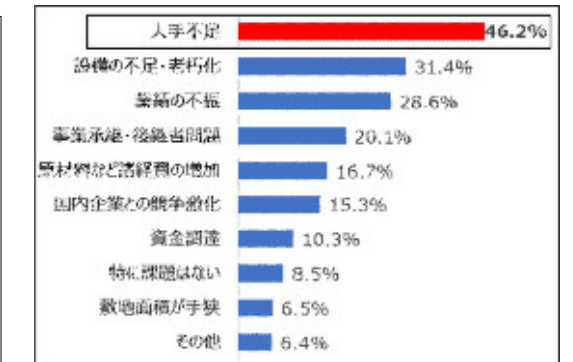
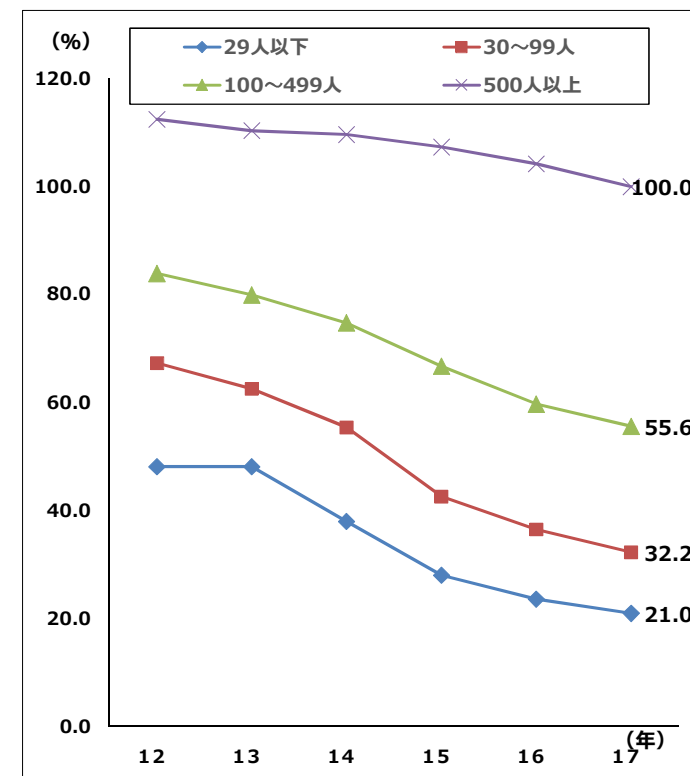
- 景気のゆるやかな回復に伴い雇用情勢は改善していますが、中小企業における人手不足は全国的に深刻化しており、本市調査においても市内企業の経営課題のトップは人手不足となっています。また、長時間労働の是正や育児・介護休暇制度などの労働条件・職場環境の整備状況が、大企業と比較し中小企業における取組が大きく遅れています。
- 本市では、こうした人手不足の解消を図るため、国の生産性革命・集中投資期間と併せて、働き方改革と生産性向上を一体的に支援する取組を進め、業種ごとの先進事例の創出を目指しており、こうした先導的な取組に対して国が財政措置を講じ、幅広い業種での優れた事例が生み出されることは、国内の多数の中小企業の取組を強力に後押しするものとなります。
- 内閣府「子供・若者白書」によると、若年無業者数が全国で71万人と推計されるとともに、平成22年度に設置した「かわさき若者サポートステーション」の登録者数も高止まりの状態が続くなど深刻な状況にあります。また、登録者それぞれの状況に応じた継続的かつ積極的な支援が必要となるところですが、地域若者サポートステーションの国からの運営委託期間が単年度であること、支援プログラムの一部が地方公共団体の役割となっていることから、安定的かつ発展的な運営が困難な状況となっています。

このことから、集中投資期間終了後も、国の責任において働き方改革と生産性革命に向けた支援に取り組むとともに、国からの運営委託期間を複数年度とし、地方公共団体の役割とされている「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

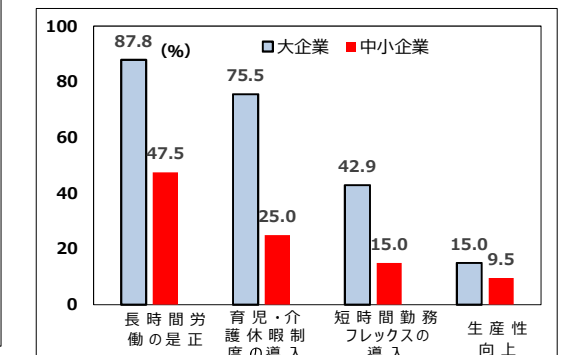
- 幅広い業種の中小企業の働き方改革・生産性向上が進展し、経済の活性化を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、安定的に就労・自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移(全国) 2 市内企業の今後事業を行っていく上での課題



(出典) 川崎市「市内産業の実態調査アンケート」(平成30年度)

3 市内企業の働き方改革の取組状況



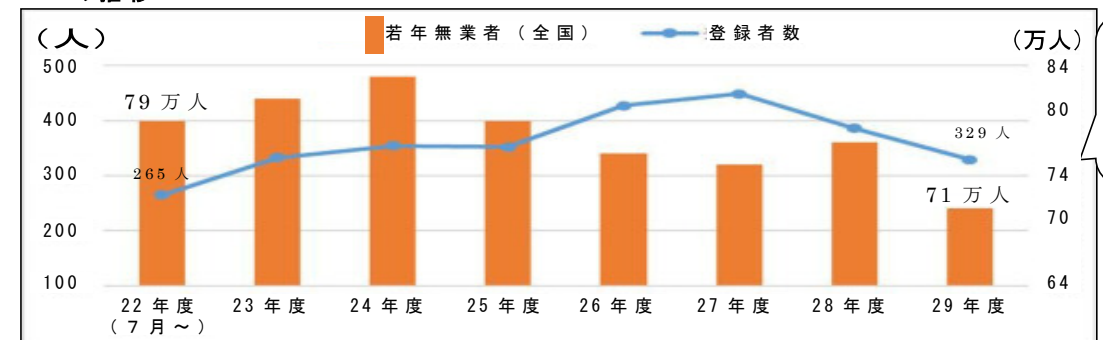
(出典) 厚生労働省「新規学卒者の職業紹介状況」

(出典) 平成30年川崎市労働状況実態調査

4 本市の市内中小企業を対象とした働き方改革・生産性向上の支援内容

| 意識醸成・掘り起こしに向けた支援 | 実践・導入促進支援 | 広報・先進的な普及促進に向けた支援 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革・生産性向上の取組のアイデアを学べるセミナー等の開催 ○研修受講や資格取得など、社員の人材の育成に繋がる取組への助成 ○業種ごとの課題に応じて解決を支援するための専門家等による無料の伴走型の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ITツールやシステム導入等にかかる経費の助成 ○生産性向上等につながる設備投資への制度融資による資金調達の支援 ○働き方改革・生産性向上に繋がる先進性や波及効果が高い事業の実施支援(モデル事業の実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○就職説明会への出展やPR資料・動画の製作等の人材確保の取組への助成 ○先進企業表彰、先進企業と求職者とのマッチング ○成功事例の見える化、事例集、PR動画制作の実施 |

5 かわさき若者サポートステーション(コネクションズかわさき)の登録者数と若年無業者数(全国)の推移



近年、高止まりの状態が続いている。

若年無業者数(全国)の推移

(出典) 内閣府「子供・若者白書」

※1 このグラフの数値は、15~39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

この要請文の担当課/経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

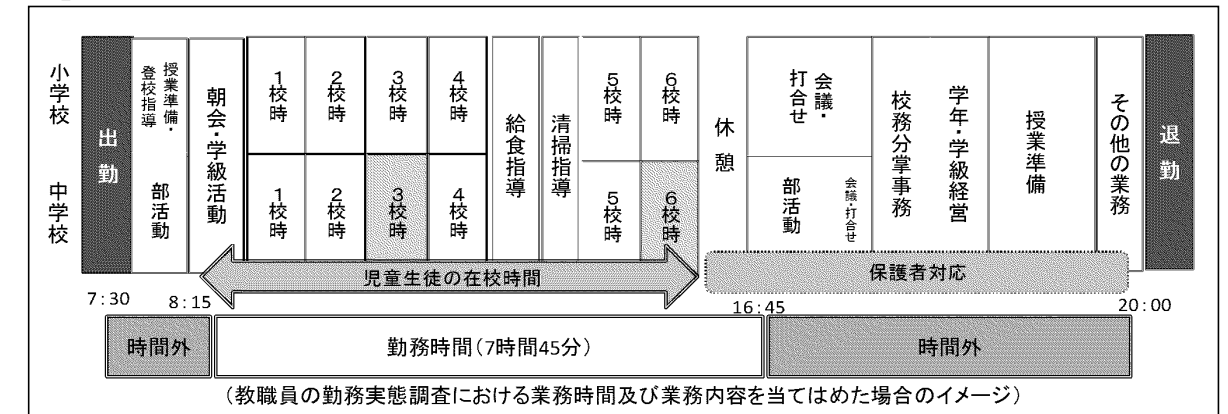
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進することで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、35人以下学級の推進や小学校の専科指導の充実など、義務標準法の改正による定数改善を実施すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

■ 要請の背景

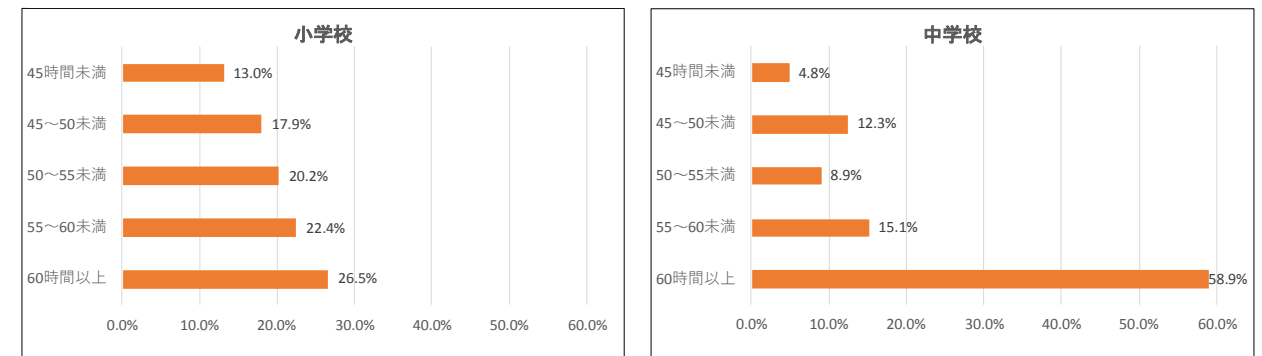
- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒の増加など、さまざまな教育課題への対応が求められています。
- また、教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

■ 現状

【教諭の1日の業務の流れ(例示)】※勤務時間 8:15~16:45



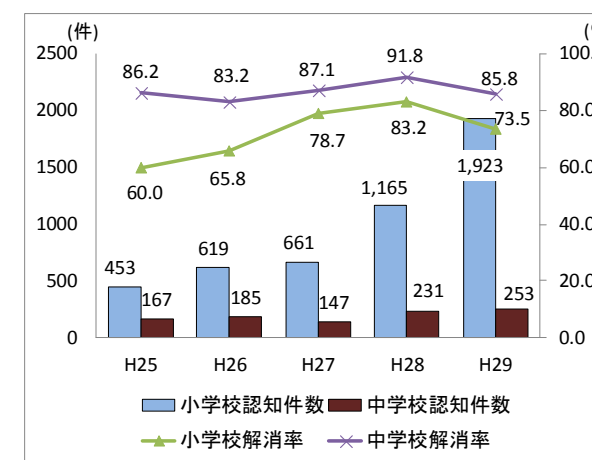
【1週間当たりの学内総勤務時間の分布(教諭)】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



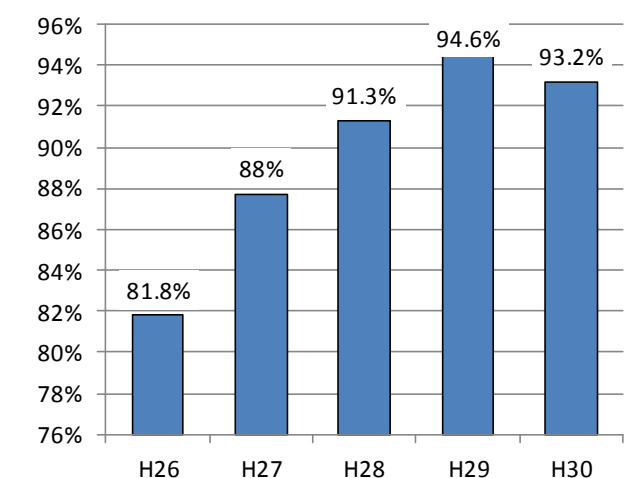
■ 効果等

- 教員が心身ともに健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備し、子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、学校教育の充実が図られる。
- 児童支援コーディネーターを専任化することで、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、校内支援体制が構築され、支援の必要な児童の課題改善率も上昇傾向にあります。

【いじめ認知件数及び解消率】



【支援の必要な児童の課題改善率】



この要請文の担当課/教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

道路施設等の計画的な老朽化・地震対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設等の維持修繕に必要な財政措置を講ずること。
- 2 防災・安全交付金における重点配分事業の拡大を図ること。

■ 要請の背景

- 近年、社会問題となっているインフラの総合的な老朽化対策は、急務な課題であり、施設の健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、橋りょう・歩道橋など道路施設等の点検・補修を計画的に実施しておりますが、財源確保が課題となっております。
- 道路施設等の損傷・劣化は、地震時のみならず日常生活においても社会的影響が大きい災害や事故の原因につながることから、緊急輸送道路の舗装の改良や老朽化した道路擁壁の補修工事を実施するとともに、ペDESTリアンデッキなどの施設における計画的な点検を行う必要があります。

■ 費用

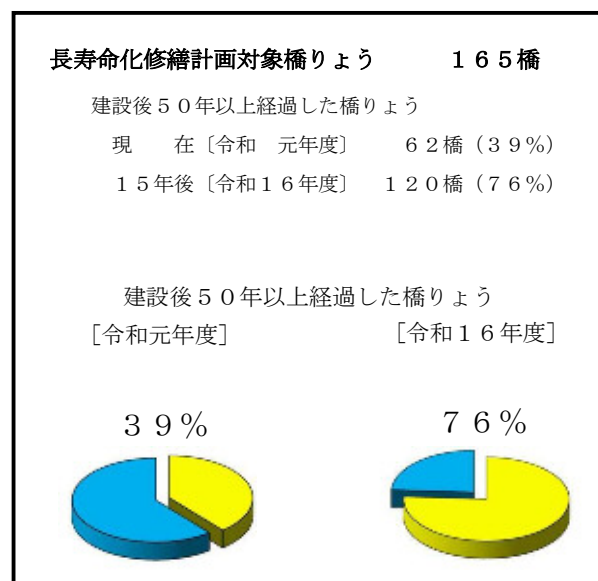
- 令和2年度補助事業費 約16億円（国費 約8億円）
 - ・ 老朽化・地震対策（重点配分事業） 約10億円（国費 約5億円）
 - ・ 老朽化対策（重点対象外） 約6億円（国費 約3億円）

■ 効果等

- インフラの総合的かつ計画的な老朽化対策により、市民生活の基盤である道路施設や設備機器などの長寿命化と健全度を保ち、また、地震対策を踏まえた効果的な防災機能の向上を図ることにより、市民の安全・安心な生活環境を確保します。

主な道路施設の維持修繕事業

【橋りょう長寿命化】



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路施設課 TEL 044-200-2818

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

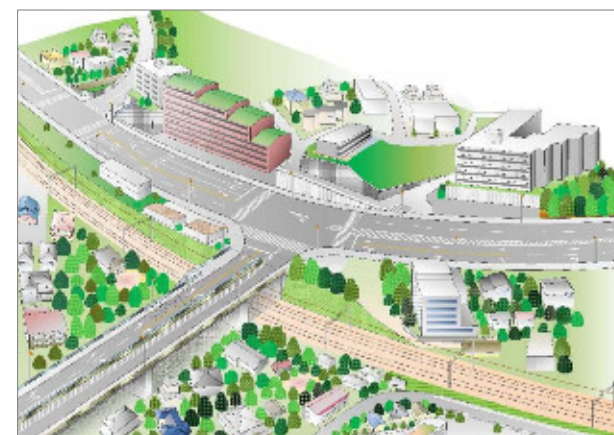
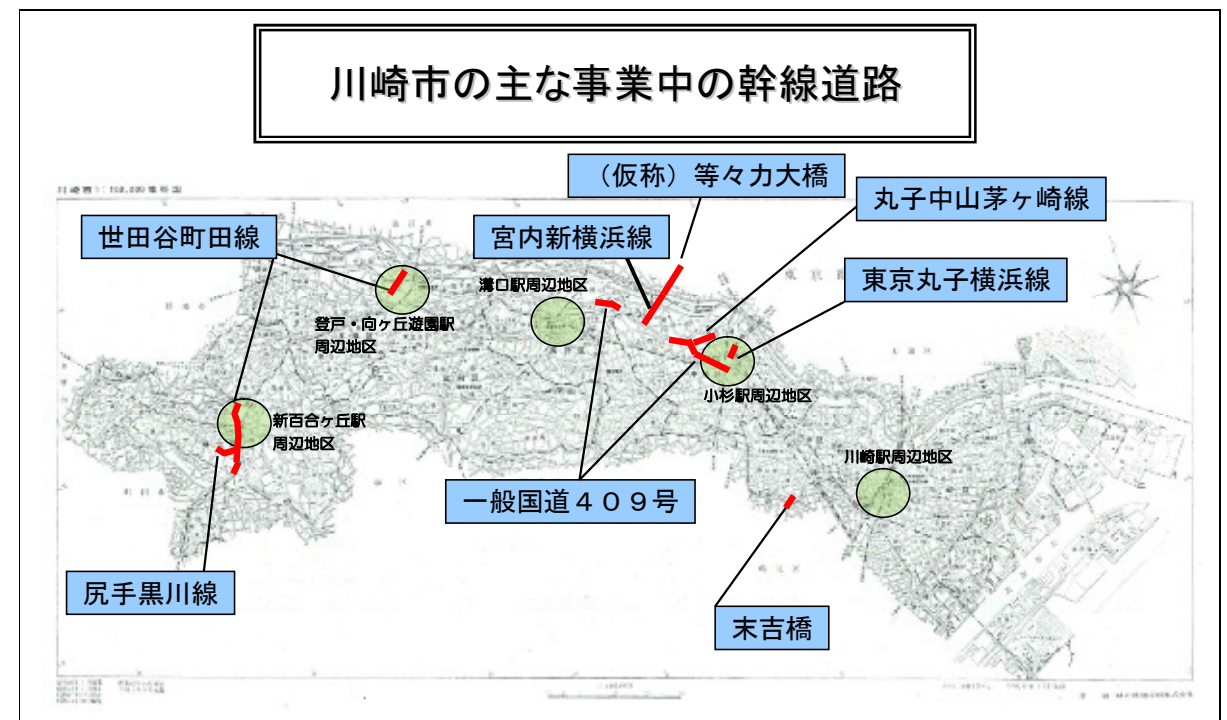
- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- 拠点開発の進展が著しい小杉駅周辺では、快適で賑わいのあるまちづくりの創出に向け、交通機能強化や魅力ある都市環境の形成に資する幹線道路の整備を推進します。また、緊急輸送道路においては無電柱化を着実に進めることにより、市域の防災力の向上などを確保しながら、今後も着実に幹線道路の整備を推進する必要があります。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費
 - ・ 道路・橋梁事業 約6.2億円 (国費 約2.7億円)
 - ・ 街路事業 約3.2億円 (国費 約1.4億円)
 - ・ 住宅市街地総合整備事業 約1.6億円 (国費 約0.7億円)
 - ・ 住宅市街地総合整備事業 約1.4億円 (国費 約0.6億円)

■ 効果等

- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化
- 安全で快適な通行空間の確保
- 都市における防災性の向上
- 交通結節点へのアクセス性の向上



世田谷町田線 (上麻生工区) (イメージ図)

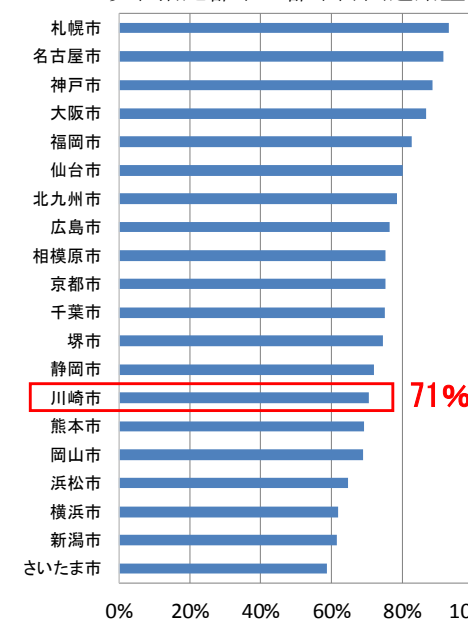


(仮称)等々力大橋 (イメージ図)



尻手黒川線IV期 (イメージ図)

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率



○本市における平成29年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率(事業費ベース)は、71%で、**20政令指定都市中14番目**と低くなっている。

都市計画現況調査(国土交通省 平成29年3月31日現在)

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

中央新幹線計画の着工に伴い非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の掘削残土の搬出が予定されているが、道路交通への影響を低減させるため、早期に周辺道路の整備を促進する必要があることから、幹線道路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 中央新幹線計画では、川崎市内の中原区等々力から麻生区片平まで全区間が大深度地下トンネル構造で、かつ5箇所の非常口設置が予定されており、このうち平成28年度から、梶ヶ谷非常口及び東百合丘三丁目非常口、平成30年度から、等々力非常口の3箇所の立坑工事に着手しております。
- 非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の大量な掘削残土の搬出が予定されており、工事用車両の通行による道路交通への影響が懸念されております。
- JR東海が行った環境影響評価の結果では、交通混雑について主要な交差点の需要率は0.9以下に収まり、道路への影響は少ないと評価されていますが、市内5箇所のうち中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺には、未完成の幹線道路が多く、道路交通への影響を低減させることが急務となっています。
- このため、特に中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺の幹線道路を早期に完成させる必要があります。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約42億円 (国費 約18.4億円)

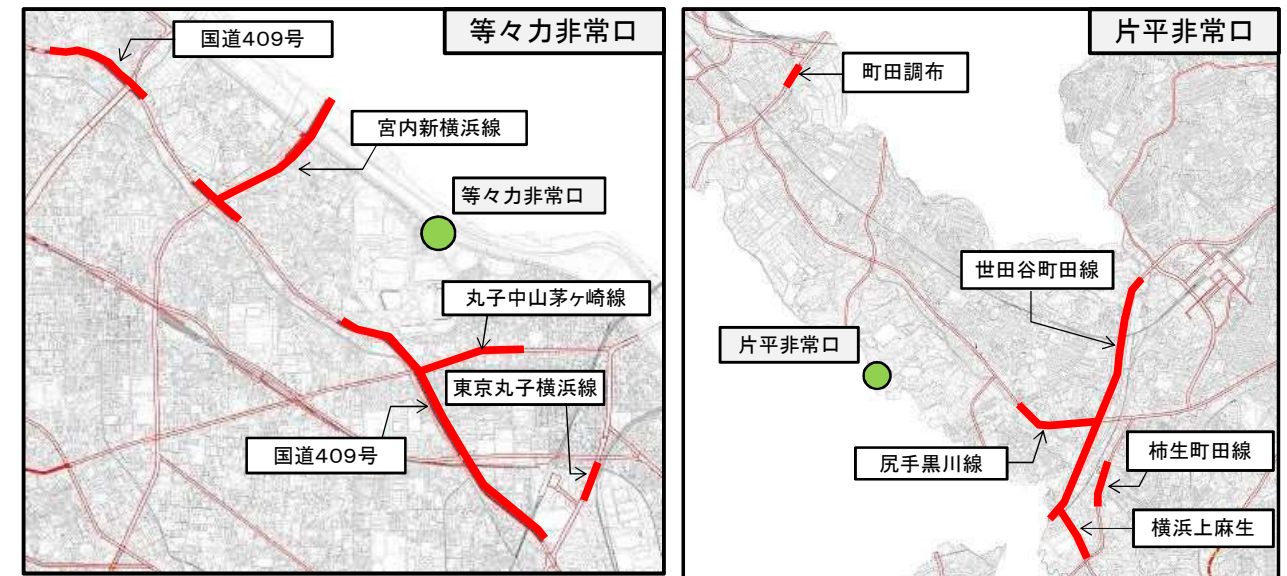
■ 効果等

- 非常口周辺の通行環境の改善
- 自動車交通の円滑化の促進

■ 非常口等予定地



■ 等々力・片平非常口周辺都市計画道路



■ 中央新幹線スケジュール

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | |
|-------------------------|--------|-----|-----|--------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----------|--|
| リニア中央新幹線整備 (品川・名古屋間) | -----> | | | | | | | | | | | | 開業 予定 | |
| 中原区等々力非常口等整備 | | | | -----> | | | | | | | | | | |
| 麻生区片平非常口等整備 | | | | | -----> | | | | | | | | | |

※中央新幹線（東京・名古屋）環境影響評価（平成25年9月）
 ※等々力非常口については「中央新幹線等々力非常口新設工事における環境保全について（平成31年8月 東海旅客鉄道株式会社）」を反映
 ※麻生区片平非常口の着手時期については完成時期より想定

この要請文の担当課／建設緑政局総務部企画課 TEL044-200-2755

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（尻手駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差化の早期実現に向け、連続立体交差事業及び関連都市基盤について、都市計画決定等の法手続に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、踏切に起因する国道409号や県道大田神奈川などの渋滞といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進めてまいりました。
- 連続立体交差化の早期実現に向けて、現在、環境影響評価の調査を進めるなど令和2年度の都市計画決定に向けた法手続きを進めております。

■ 費用

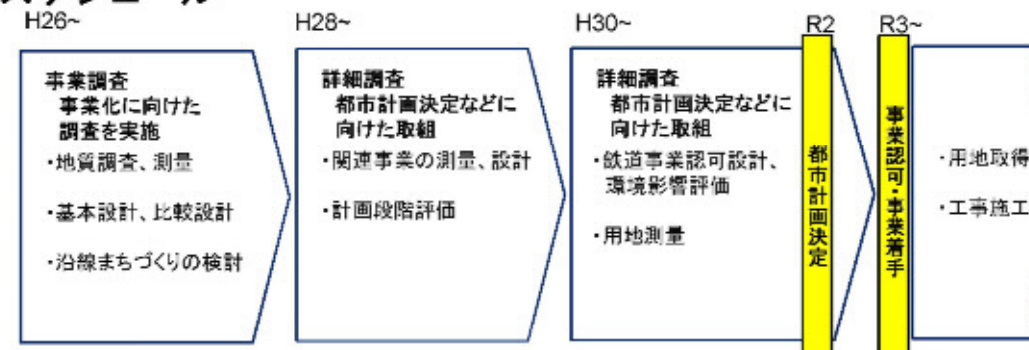
- 総事業費：約1,479億円
- 令和2年度計画事業費 約5.3億円（国費 約2.1億円）

■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保



■ スケジュール



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、引き続き、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会の中で、一本化を含めた幅広い検討を行い、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 国道409号の街路整備にかかる事業費を拡充し、整備を推進すること。
また、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了するとともに、川崎大師駅周辺の交通円滑化対策の早期実施に取り組むこと。

■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は東京湾アクアラインから東名高速道路までを結ぶ道路として計画され、Ⅰ期事業（浮島～国道15号間）の整備が進められていましたが、現在、大師ジャンクション以西の整備が先送りされており、その再開のためには、その先のⅡ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、早期に計画を具体化することが必要です。
- そのような中、本市も参画する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」では、川崎縦貫道路計画との関係を含め、様々な視点から検討が進められています。
- 一方、Ⅰ期事業の工事再開までの当面の措置として、一般部である国道409号の街路整備が先行して進められていますが、予算の減少とともに工事が長期化し、地元経済団体や住民組織などから早期完成を強く求められています。
- 大師河原交差点周辺では、平成31年3月の京急大師線の地下化により踏切が除却され、今後、産業道路駅の駅舎や駅前広場の整備が進むことから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点の歩道橋について、バリアフリー化を含めた早期の架け替えが必要です。
- また、交差点周辺においては、国道409号の渋滞が常態化しており、歩道橋の架け替えに併せて交差点改良等の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、変則的な鉄道との交差形状による国道409号の下り車線数の減少やボトルネック踏切などにより、円滑な交通が妨げられており、抜本的には鉄道の地下化が予定されているものの、踏切除却までには時間を要することから、暫定的な対応により早期に改善を図る必要があります。

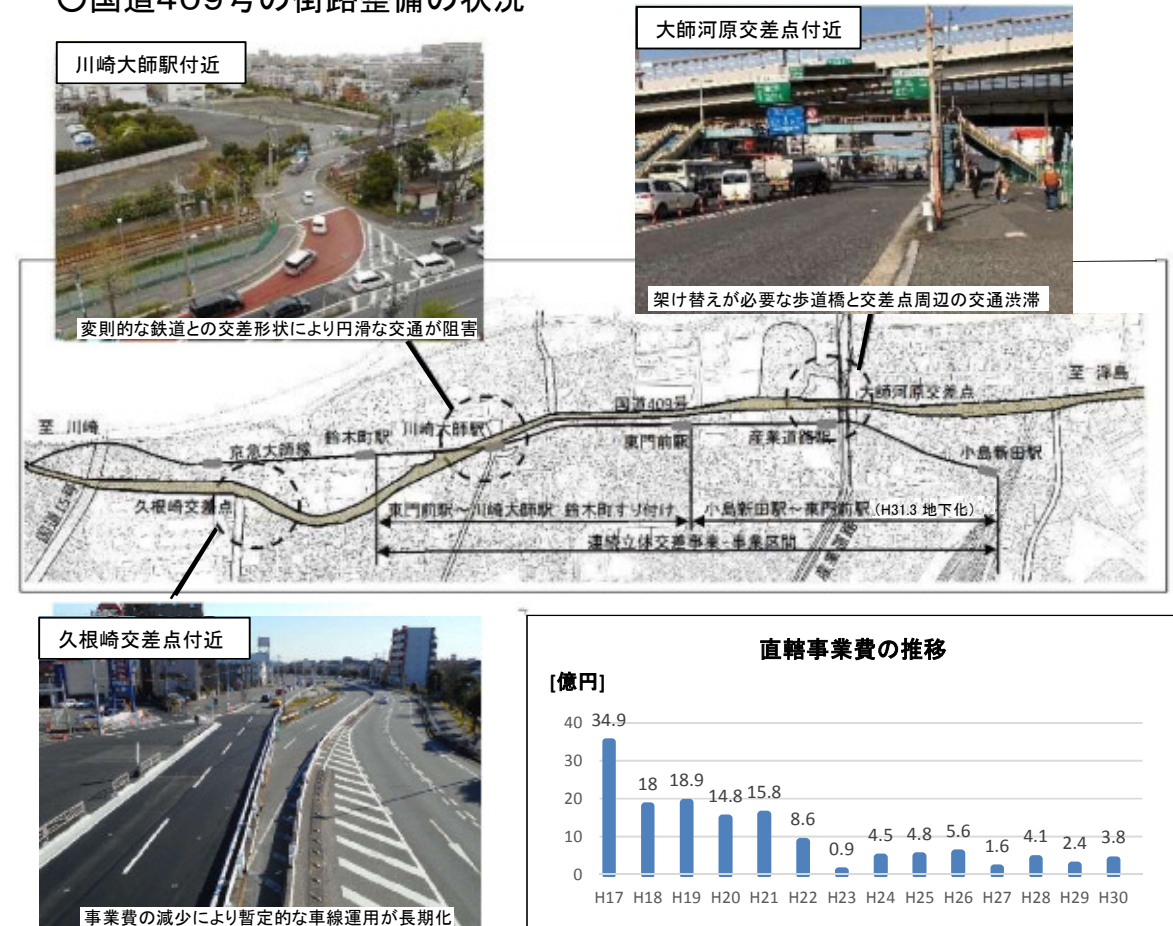
■ 効果等

- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

○東京外かく環状道路計画検討協議会概略ルート図



○国道409号の街路整備の状況



この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

○首都高速について、短距離利用の増加により、首都高全体の利用台数が増加
○首都高速の交通量が増加する一方、並行する一般道の交通量が減少し、渋滞緩和に貢献

■ 要請事項

- 1 「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を引き続き検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。
- 2 東京オリンピック・パラリンピック期間中の首都高の流動確保策については、市域一般道の交通状況や経済活動などへの影響を十分に考慮し、検討すること。

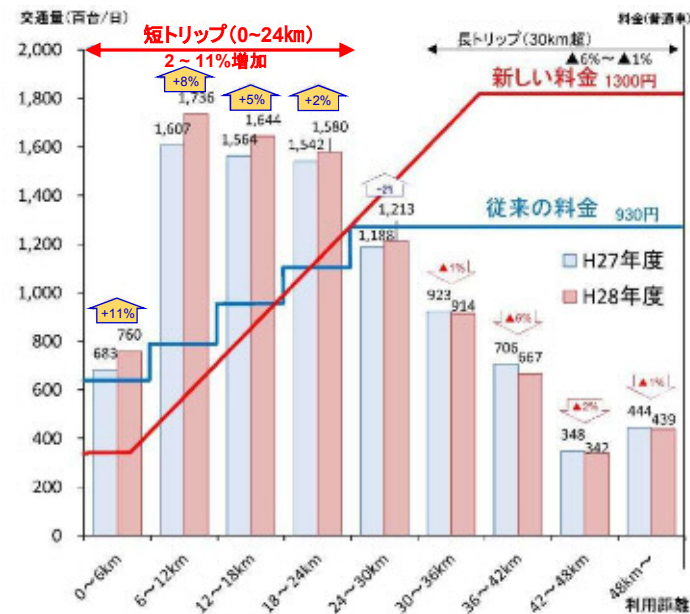
■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」については、平成29年11月に国が公表した「首都圏の新たな高速道路料金導入後の交通状況等について」の中で、都心通過から外側の環状道路への交通転換や、首都高速の短距離利用の増加による一般道の交通が円滑化されるなど、ネットワーク整備と相まって、高速道路がより賢く使われる効果が示されています。
- 一方で、首都高速道路は上限料金が引き上げられ、第三京浜道路等についても負担増となっており、更には首都高速道路で設けられている一部車種に対する激変緩和措置も令和2年度で終了することから、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- こうしたことから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を引き続き検証するとともに、物流の効率化等の観点や利用者の急激な負担増による影響を考慮し、激変緩和措置の長期継続や渋滞対策、利用者の利便性向上策について検討が必要です。
- 平成31年2月の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会において、首都高の流動確保策として混雑している区間や時間帯に課金することが検討されていますが、東京都に隣接する本市としては、首都高の値上げにより、市域の一般道への交通転換等の影響が懸念されます。

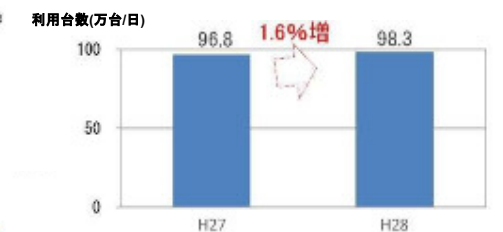
■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上に伴う二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善

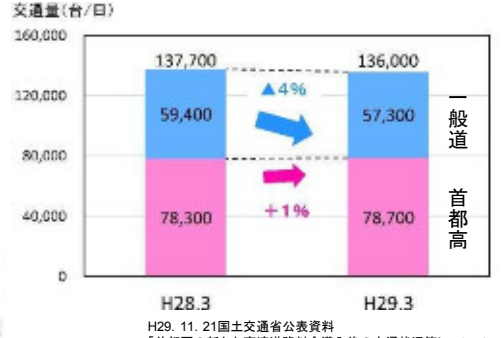
○首都高速全体の利用距離別交通量の変化



○首都高速全体の利用台数



○首都高3号線と一般道(国道246号)の交通量



○首都高速や第三京浜などについては、激変緩和措置が終了した場合、更なる負担増となるため、物流への影響等が懸念される



この要請文の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

広域鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

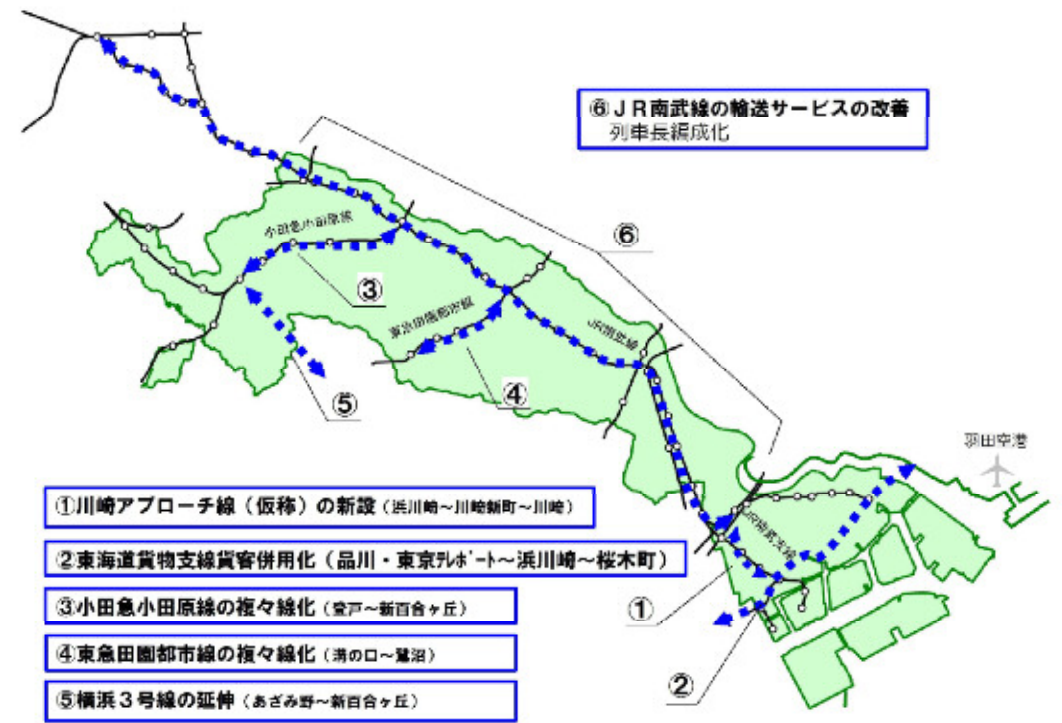
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の様子が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線の輸送サービスの改善・長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。横浜市営地下鉄3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、平成31年1月に事業化判断を行ったところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。

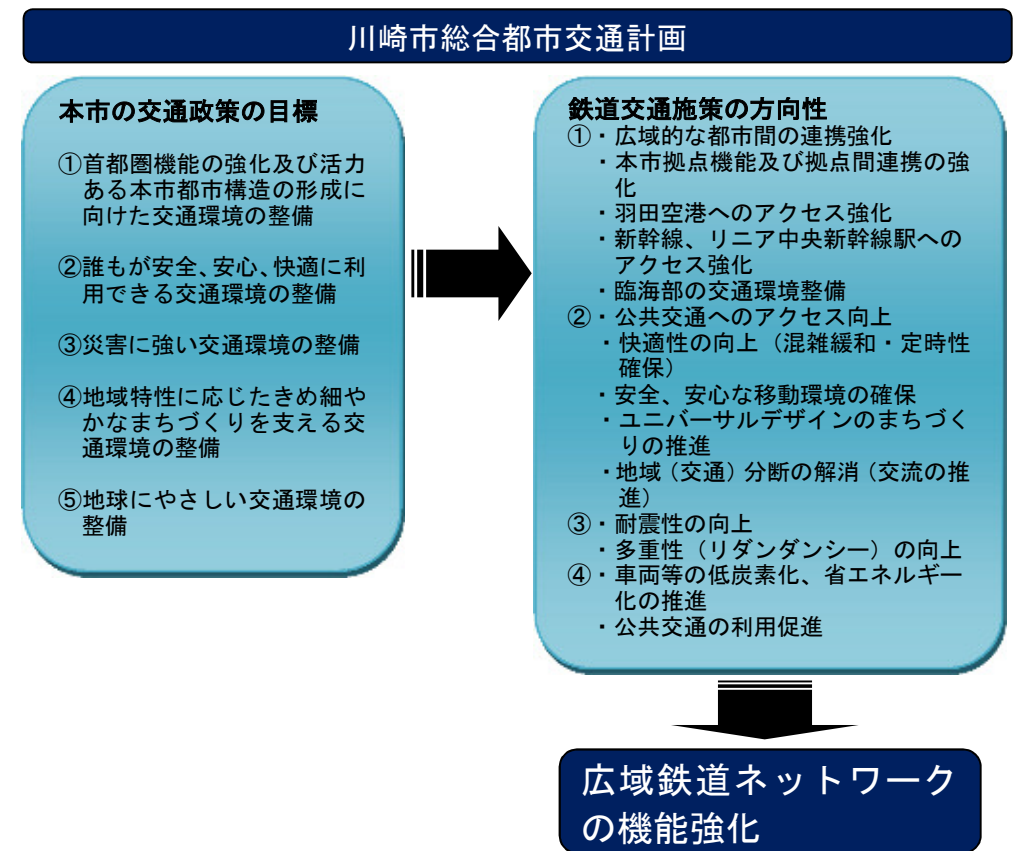
■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕



この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

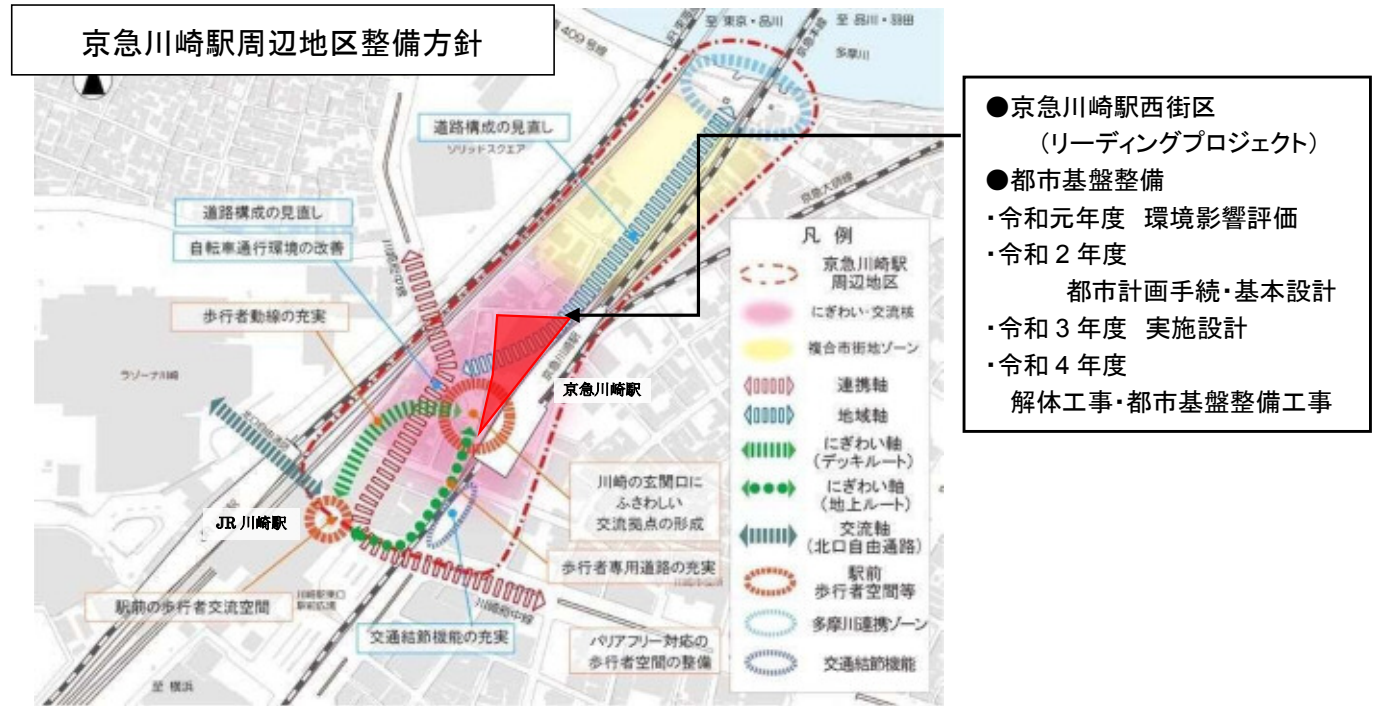
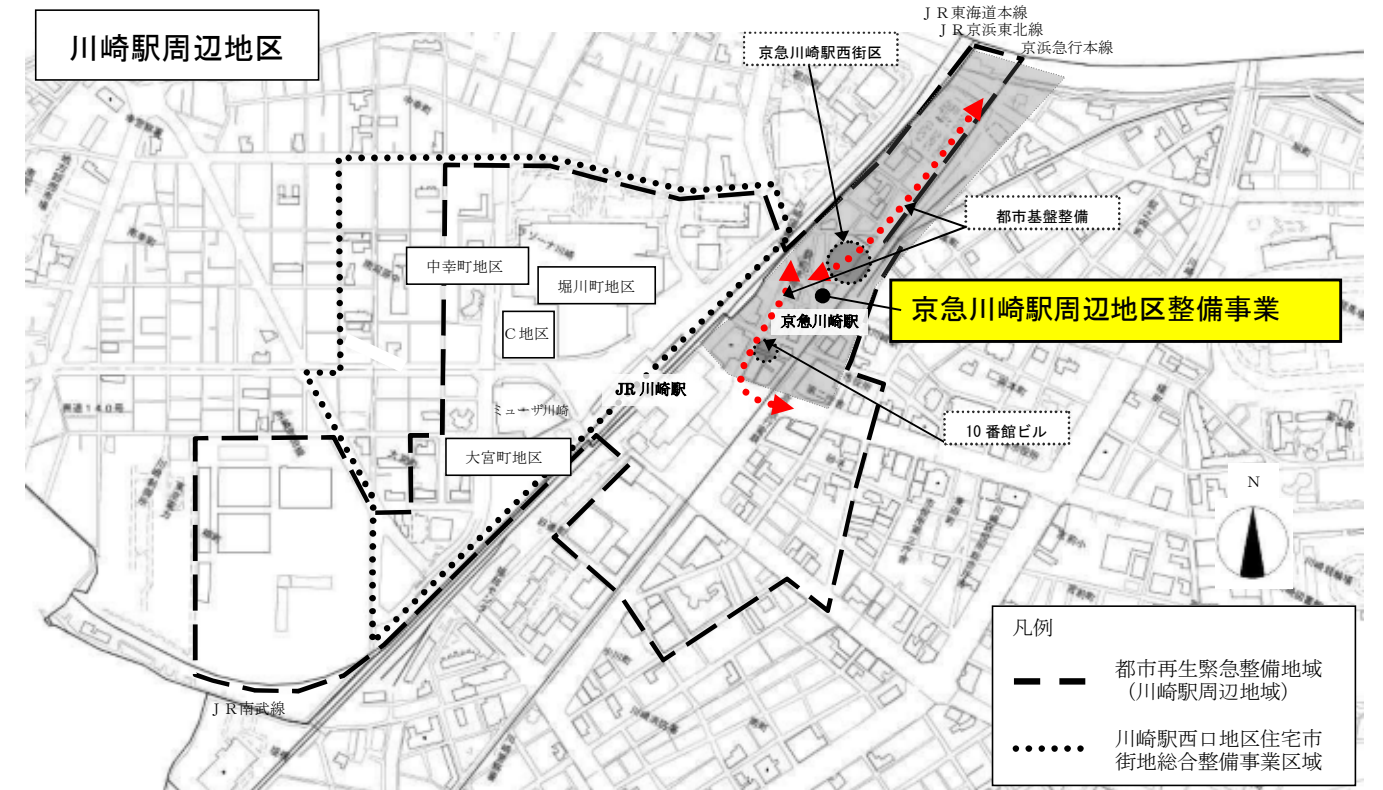
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区形成を図るため、川崎駅周辺総合整備計画（平成28年改定）に基づき事業を推進しております。また、都市再生緊急整備地域に指定し、にぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- 都市基盤が脆弱なことから建物の機能更新や土地の高度利用が効果的に進んでいなかった京急川崎駅周辺地区では、川崎駅北口自由通路の整備に伴う駅間の回遊性・利便性の向上を契機に、京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針に基づき、京急川崎駅西街区をリーディングプロジェクトとする土地の高度利用化や、地区全体の交通環境等の改善に寄与する都市基盤の再構築など地区全体のまちづくりを推進しています。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約0.7億円（国費 約0.3億円）
- ・ 京急川崎駅周辺地区整備事業 約0.7億円（国費 約0.3億円）

■ 効果等

- 京急川崎駅周辺の土地の高度利用及び基盤の再編整備による、民間活力を活かした都市機能の集積と利便性の高い駅前空間の形成や駅周辺の回遊性、利便性の向上



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| 事業名称 | | 令和元年予算 | 令和2年計画 | 令和3年計画 | 令和4年計画 | 令和5年計画 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 京急川崎駅周辺地区整備事業 | 事業費 | 0.2 | 0.7 | 3.8 | 5.2 | 5.8 |
| | うち国費 | 0.1 | 0.3 | 0.9 | 2.3 | 2.6 |

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2036
まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけられ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業により駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指したまちづくりを進めています。
- これらの再開発事業により、地区幹線道路等の整備を行うとともに、市民自治活動拠点施設・児童厚生施設・駐車場などの公共公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に保育所などの公益施設や商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。
- 令和2年度は小杉町3丁目東地区の完成年度であることから、施設建築物工事等の着実な推進を図る必要があります。

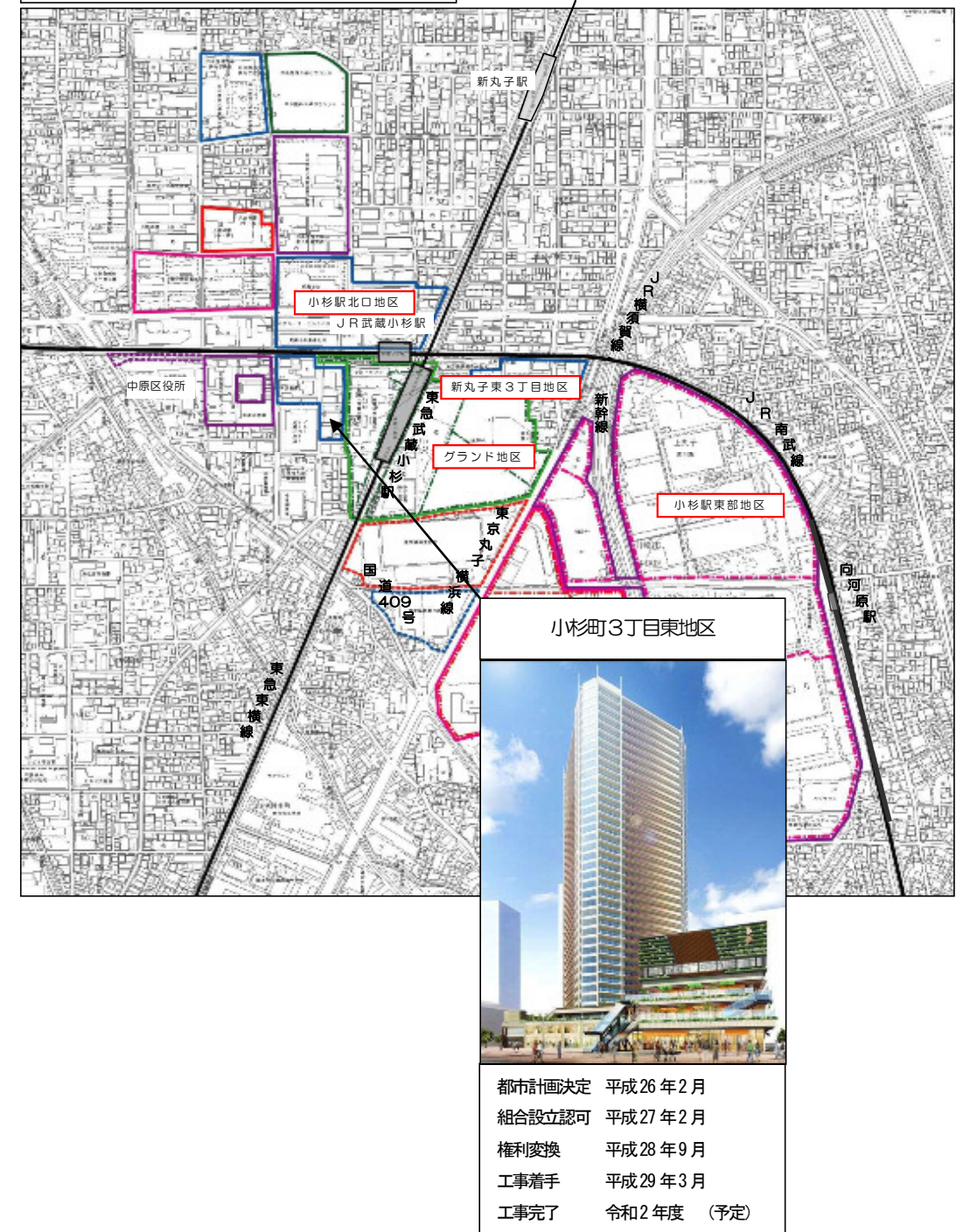
■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約3.8億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 小杉町3丁目東地区 約3.8億円（国費 約2.4億円）

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤の整備や市民利用施設の集約が図られ、本市の広域拠点としてふさわしい都市機能が形成されます。
- 駅周辺に市民利用施設等が集約されることにより、利用者の利便性の向上が図られます。

駅周辺事業地区位置図



■ 今後の費用の見込み

（単位：億円）

| 事業名称 | 令和元年予算 | 令和2年計画 |
|-----------|--------|--------|
| 小杉町3丁目東地区 | 事業費 | 約18.6 |
| | うち国費 | 約10.5 |

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2988

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転並びに公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線、登戸2号線の早期整備に対する財政措置を講ずること。
- 3 向ヶ丘遊園駅前北地区における共同化事業等の進展に合わせ、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立及び商業・業務機能の強化とともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。
- 事業の長期化に伴い、建物の老朽化や権利者の高齢化が進むなど、事業の早期完了が望まれていることから、令和7年度末の事業完了に向け、集団移転を確実に遂行し、引続き、効果的かつ効率的に事業を推進する必要があります。
- 区画整理事業による建物更新の機会を捉え、民間活力を活かした建物の共同化等による更なる市街地環境の向上やまちの魅力創出など、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを推進する必要があります。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約41.1億円（国費 約20.5億円）
 - ・都市計画道路整備等 約12.2億円（国費 約6.1億円）
 - ・区画道路整備等 約28.6億円（国費 約14.3億円）
 - ・優良建築物等整備事業 約0.3億円（国費 約0.1億円）

■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路等の整備による地区内交通の円滑化と交通結節機能の強化
- 集団移転の実施による事業効果の早期発現
- 建物の共同化等による市街地環境の向上や地域の魅力と賑わいの創出

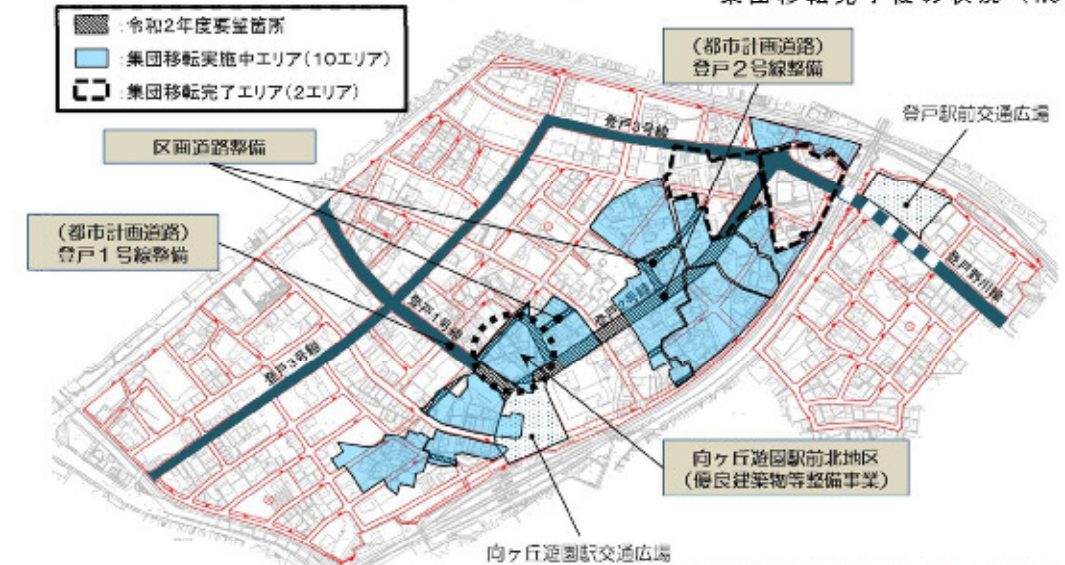
【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区】位置図及び令和2年度要望箇所

■ 登戸土地区画整理事業の進捗状況 (平成31年4月1日現在)

| 項目 | 累計面積・延長等 | 進捗率(%) |
|-----------------------|----------|--------|
| 仮換地指定面積 (263,159㎡) | 229,159㎡ | 87.1 |
| 建築物等移転棟数 (1,358棟) | 952棟 | 70.1 |
| 使用開始面積 (263,159㎡) | 161,307㎡ | 61.3 |
| 道路築造延長 (11,888m) | 7,085m | 59.6 |



集団移転完了後の状況（H31.3）



令和2年度要望箇所の現況
(向ヶ丘遊園駅前周辺)



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| | | 令和元年予算 | 令和2年計画 | 令和3年計画 | 令和4年以降 |
|----------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 登戸土地区画整理事業 | 事業費 | 27.9 | 40.8 | 21.4 | 50.4 |
| | 国費 | 13.9 | 20.4 | 10.7 | 25.2 |
| 向ヶ丘遊園駅前北地区(優建) | 事業費 | - | 0.3 | 0.5 | 0.9 |
| | 国費 | - | 0.1 | 0.2 | 0.4 |

この要請文の担当課/まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

鷺沼駅周辺地区・柿生駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

鷺沼駅前地区及び柿生駅前南地区の市街地再開発事業の進展に合わせ、市街地再開発事業及び必要な都市機能の整備に係る財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

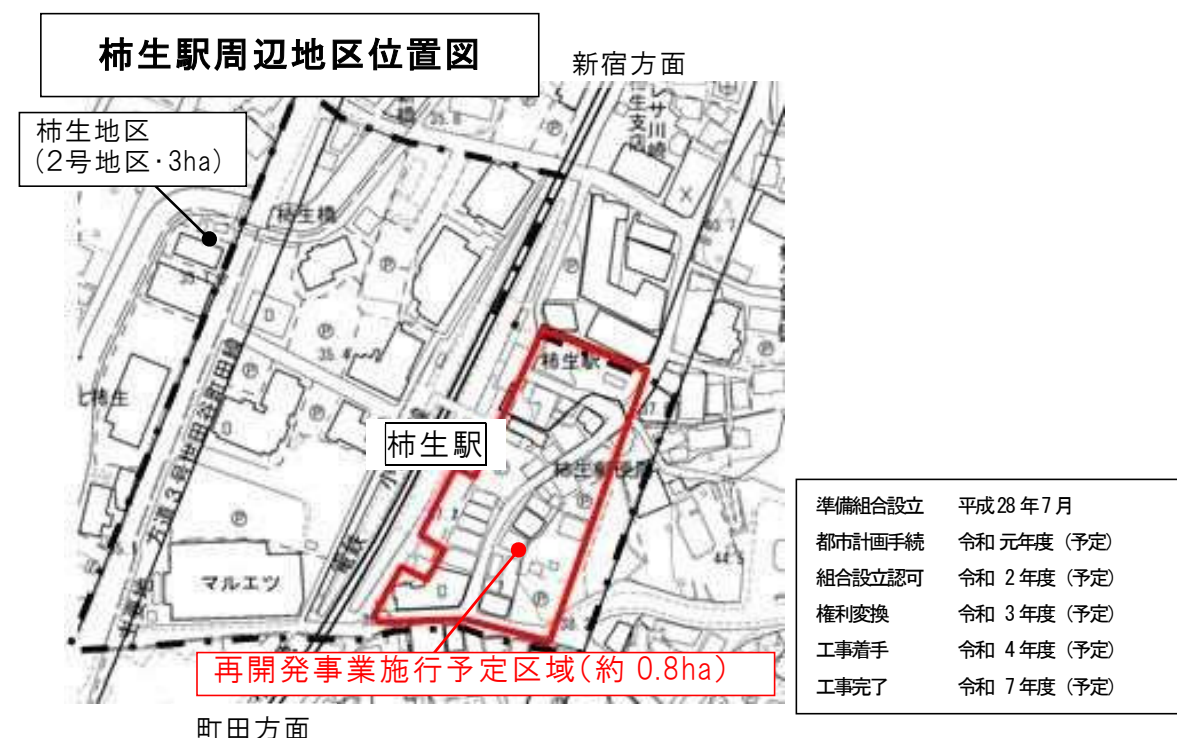
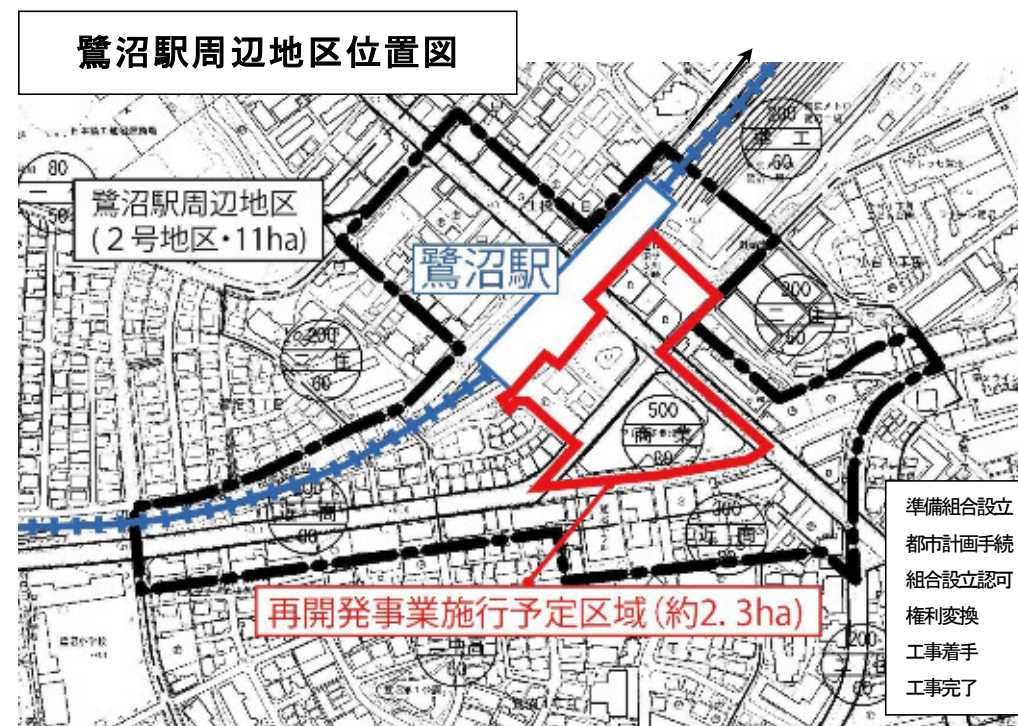
- 鷺沼駅前地区・柿生駅前南地区は、本市の地域生活拠点等として位置づけられ、市街地再開発事業による利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化を図ることで、駅を中心に、地域課題にきめ細かに対応したまちづくりを進めています。
- 鷺沼駅前地区は、民間活力を活かし、区役所、市民館・図書館・ホール等の公共機能を含めた都市機能の導入や交通広場拡充など宮前区の核にふさわしい拠点整備が図られるよう取組を推進しています。
- 柿生駅前南地区は、駅前広場等の整備による交通結節機能の充実や安全な歩行空間の確保を図るとともに、住民の暮らしを支える商業施設や都市型住宅などの都市機能集積に向けた取組を推進しています。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約2.8億円
 (国費 約1.4億円、県費 約0.7億円、市費 約0.7億円)
 - ・ 鷺沼駅前地区 約1.4億円
 (国費 約0.7億円、県費 約0.35億円、市費 約0.35億円)
 - ・ 柿生駅前南地区 約1.4億円
 (国費 約0.7億円、県費 約0.35億円、市費 約0.35億円)

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤整備や都市機能の集約が図られ、駅を中心としたコンパクトなまちが形成されるとともに、施設等の更新を通じた耐震化や防災機能の確保により、都市防災力の向上が図られます。
- 駅周辺への多様な都市機能集約により、市民の利便性の向上が図られます。



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| 事業名称 | | 令和2年計画 | 令和3年計画 |
|---------|------|--------|--------|
| 鷺沼駅前地区 | 事業費 | 約1.4 | 約10.5 |
| | うち国費 | 約0.7 | 約5.3 |
| | うち県費 | 約0.35 | 約2.6 |
| 柿生駅前南地区 | 事業費 | 約1.4 | 約14.5 |
| | うち国費 | 約0.7 | 約7.3 |
| | うち県費 | 約0.35 | 約3.6 |

※本事業費は、県負担分も含めた事業費であり、今後の県との調整による。

この要請文の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課

TEL 044-200-3009

「新川崎・創造のもり」地区における研究開発成果の更なる社会実装を図る支援機能の強化について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区における産学官連携等による研究開発成果の社会実装の実現に向けて、開発や試作のための共用機器利用や事業化支援人材の育成・登用等、支援機能の強化に必要な継続的な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 平成24年に開設したクラス100及びクラス10000のクリーンルームを有するナノ・マイクロ産学官共同研究施設（NANOBIC）では、開設当初から4大学コンソーシアム（慶應、早稲田、東工大、東大）で設置しているナノ・マイクロの研究機器が更新時期に入っています。これらの機器は、有望なベンチャー企業などに開放利用を図っており、ニーズも高く、新たな機器の導入等に向けて、経済産業省の平成30年度補正予算による「地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業」（平成31年1月公募）の補助申請をいたしました。企業ニーズに一層応えた開放利用とするため、通常予算として事業化をしていただくことを要請します。
- 「新川崎・創造のもり」地区では、大学発ベンチャー企業等の創出と立地が進んでいます。こうした企業等の更なる社会実装を図り、地域社会の課題解決と日本の持続的な発展に資する産学官連携等を効果的に進めるために、文部科学省の「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」（平成31年3月公募）の補助申請をしています。より中長期の視点で社会実装を強化するためには、継続的に企業支援を行う事業化支援人材が必要なため、プロジェクトとして具体化する前の段階から事業化を進める、コーディネート人材の育成や登用が可能となるよう支援を要請します。

■ 効果等

- 社会的インパクトの大きい新たな製品・サービスを創出するベンチャー企業等を生み出すクラスターを形成することにより、日本の競争力強化に大きく貢献します。

「新川崎・創造のもり」地区の概要

- 「新川崎・創造のもり」地区には、慶應義塾大学新川崎タウンキャンパスや、インキュベーション施設「かわさき新産業創造センター」が立地するとともに、ナノ・マイクロ分野における4大学コンソーシアムの研究者が、カーボンナノチューブなどの最先端の研究開発を進めています。
- 新川崎地区全体では、日本電産、富士通などの研究機能が集積し、立地する企業・大学等で構成する新川崎地区ネットワーク協議会を組織し、産学官連携による新たな拠点形成を推進しており、更に、約3,500㎡のインキュベーションスペース等を有する「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」の供用を平成31年1月に開始し、将来の成長が見込まれる企業の入居を進め、成長支援の体制強化などの取組を推進しています。



この要請文の担当/経済労働局イノベーション推進室 TEL 044-200-3712

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 京浜港の一翼を担う川崎港において、国際競争力強化に向けた物流機能の強化や、緊急輸送路のリダンダンシー確保による防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の整備については、早期完成に向けた財政措置、更なる工期短縮やコスト縮減策を講ずること。
- 2 港湾物流機能の効率化、港湾コストの低減に資する、タグボートの定係地確保に向け、小型船溜まりの防波堤整備に必要な財政措置を講ずること。
- 3 大規模災害等に備えるため、海岸保全施設の整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎港東扇島地区は、総合的な港湾物流拠点としての役割を担っており、企業活動が盛んであるとともに、雇用の創出にもつながっています。近年、更なる企業立地が進んでおり、物流車両の増加に対応する交通機能の確保及び市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路のリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線については、主橋梁部に対し、本年度より5か年の国庫債務負担行為の設定による特段の配慮をいただいているところですが、引き続きコスト縮減を図るとともに、整備を促進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。
- 川崎港にはタグボートの定係地がなく、横浜港を基地としたタグボートを利用していることから、非効率かつ港湾コストの増加要因となっています。また、山下ふ頭の再開発に伴い、本牧ふ頭地区及び東扇島地区へ最適な配置となるよう、横浜港と川崎港の間でタグボートの利用実績比率に応じた再配分を行うことが必要となっています。これらの要因を改善するため、川崎港におけるタグボート定係地確保に向け、小型船だまりの静穏度確保を目的とした防波堤の整備を早期に行う必要があります。

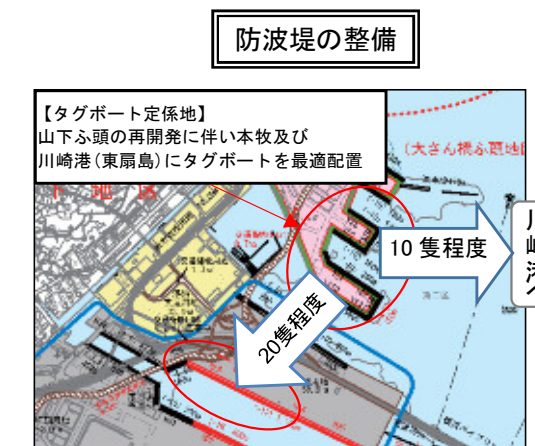
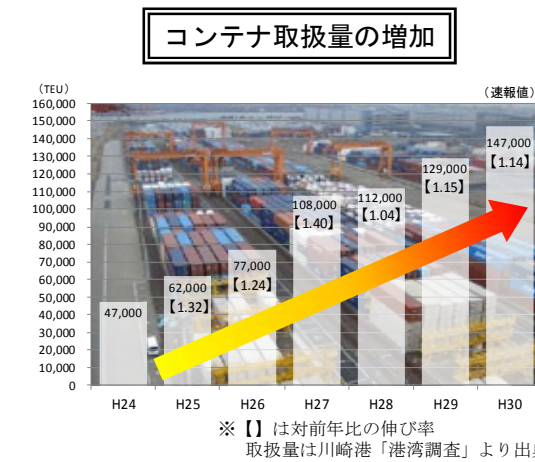
- 首都直下型地震等の大規模地震による津波や、大型台風による高潮等の大規模自然災害に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

■ 費用

- 令和2年度計画事業費 約130億円（国費 約85億円）
 - ・ 臨港道路東扇島水江町線の整備、臨港道路東扇島水江町線関連道路の整備、防波堤の整備、海岸保全施設改良等

■ 効果等

- 港湾物流機能の効率化・高度化による京浜港の国際競争力の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 大規模災害等に対する防災・減災力の向上



この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL 044-200-3061

令和2年度
国の予算編成に対する要請書

令和元年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183